



桶川市

第五次男女共同参画基本計画

令和6年3月

桶 川 市



桶川市男女共同参画都市宣言

男女がともに
人間としての
自立と平等を基本理念として

性別を超える
世代を超える
多様な生き方を認め合い

自らの意思で
あらゆる分野に
参画できる社会をめざし

ここに桶川市は
「男女共同参画都市」を宣言します

平成10年12月18日
桶川市

宣言理由

わたしたちの社会はこれまで「男は仕事、女は家庭」という考え方によられてきました。それがために、女性が社会で活躍する門戸が狭くなっていました。これからわたしたちのまちは、“男らしさ、女らしさ”にしばられる事なく、男女が共に助け合う社会へ向けて男女共同参画都市宣言をするものです。

計画の策定にあたって



本市では、平成14年に制定した「桶川市男女共同参画推進条例」に基づき、平成16年「桶川市男女共同参画基本計画」を策定以来、社会環境の変化と新たな課題に対応するため3度の改定を経て、男女共同参画社会の実現を目指した様々な取組を進めてまいりました。

しかし、依然として家庭や職場、地域においては、性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見（アンコンシャス・バイアス）が男女平等の妨げとなっていることから、その解消が不可欠です。

また、我が国では今後、更なる少子高齢化・人口減少に直面し、労働力不足が予想されており、柔軟で多様な働き方、とりわけ女性がその個性と能力を十分に発揮し、職業生活においてより一層活躍することが重要となっています。

そのような中、令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の働き方やライフスタイル、価値観にも大きな影響をもたらしました。特に、経済的・精神的DVをはじめとする女性に対する暴力、女性の貧困等が顕在化し、改めて男女共同参画の推進が求められるようになりました。

また、防災分野においても、令和6年1月に発生した能登半島地震の発生により、災害がどこでも起こりうる、より身近にあるものと再認識させられ、防災・災害分野における男女共同参画の重要性や必要性が再確認されました。

こうした社会情勢や意識の変化を踏まえるとともに、令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、新たな課題にも対応した男女共同参画を推進するための総合計画として、「桶川市第五次男女共同参画基本計画」を策定しました。「だれもが多様な生き方を認め合い一人ひとりがかがやくまち おけがわ」の将来像実現に向け、本計画を推進してまいりますので、引き続き、市民、事業者、関係機関の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、さまざまな視点から熱心な御審議をいただきました桶川市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントを通じて貴重な御意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

小野光典

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1. 計画の趣旨	3
2. 計画の位置づけと性格	4
3. 計画の期間	5
4. 桶川市の取組	5
5. 桶川市の現状	7
第2章 計画の基本的な考え方	
将来像	21
基本理念	21
基本目標	22
第3章 計画の内容	
計画の体系図	27
基本目標I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり	
施策の柱1 固定的意識や偏見の解消	28
施策の柱2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	29
施策の柱3 家庭と地域活動への男性参画の拡大	30
施策の柱4 政策・方針決定過程への女性参画の推進	31
施策の柱5 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進	32
基本目標II 男女がともに働きやすい社会づくり	
施策の柱1 男女がともに働きやすい職場づくりの推進	33
施策の柱2 職業生活における女性活躍の推進	34
基本目標III 人権が尊重された社会づくり	
施策の柱1 あらゆる暴力の根絶	35
施策の柱2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重	36
施策の柱3 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重	37
第4章 計画の推進	
計画の推進	40
1. 庁内の推進体制の充実	41
2. 市民・市民団体、企業等との連携	41
3. 桶川市男女共同参画審議会の充実	41
4. 苦情申出・処理体制の充実	41
5. 国・県・その他関係機関との連携・協力	41
資料編	42

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の形成に向けて、国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされたとともに、地方自治体においても総合的かつ計画的に施策を推進することが求められました。

桶川市でも法の趣旨に則り平成 14 年 4 月に「桶川市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画推進の基本理念及び目指すべき姿を定め、市、市民及び事業者の責務を明確にしました。

平成 16 年 3 月には 7 つの基本理念を盛り込んだ「桶川市男女共同参画基本計画」をこの条例に基づき初めて策定しました。

男女共同参画については、市民に一定の理解をされているものの、依然として、家庭、職場、地域において、固定的な性別役割分担意識や偏見が存在し、男性が優遇されている場面が多いことも事実です。また、女性の社会進出が進む中、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていました。

このような社会環境の変化に対応するため、男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえ、平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が制定されました。

本市においても、将来人口が減少し、高齢化が進行する状況を鑑み、男女がともに働き、女性が職業生活において活躍していくことは不可欠となるため、平成 31 年 3 月に男女共同参画社会基本法に基づく計画と、女性活躍推進法に基づく推進計画を一体のものとして「桶川市第四次男女共同参画基本計画」を策定しました。

その後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の生命や生活に大きな影響を及ぼし、配偶者等への暴力（以下「DV」という。）や生活困窮、性暴力など、女性が直面している様々な問題が顕在化してきました。

こうした課題を受け、令和 4 年 5 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」が成立しました。

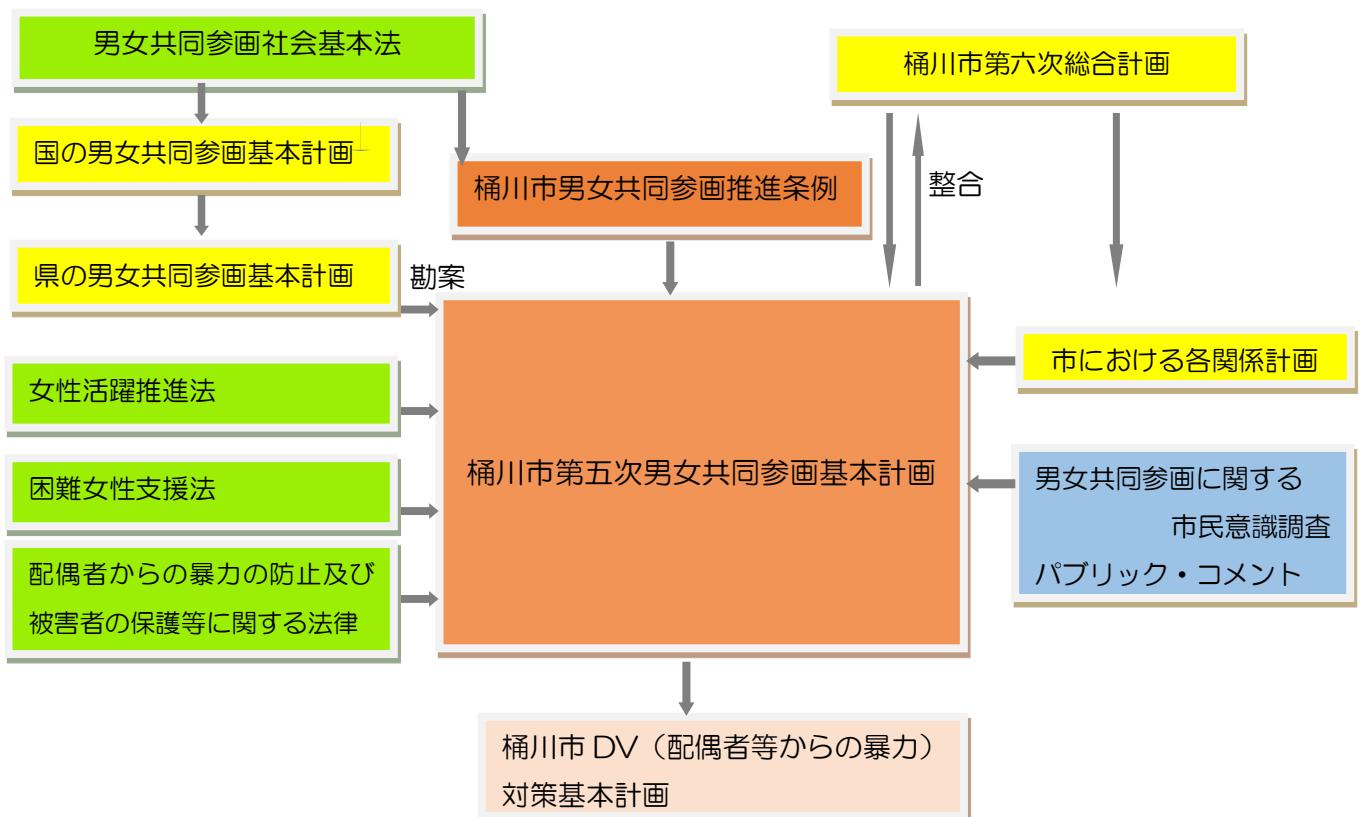
本市においても令和 6 年 4 月から施行されるこの法律の趣旨を受け、様々な問題を抱える女性への支援を進める必要があります。

このような現状を踏まえ、この度、第四次計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の更なる推進を図るとともに新たな課題に対応していくため、「桶川市第五次男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけと性格

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」で、桶川市男女共同参画推進条例第10条第1項に基づく、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（「基本計画」）です。
- (2) 女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に位置付けます。
- (3) 困難女性支援法第8条第3項に基づく「市町村基本計画」に位置付けます。
- (4) 国の「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」及び「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～8年度）」を勘案して策定しました。
- (5) 「桶川市第六次総合計画」や市が定める関連諸計画との整合性を図り策定しました。
- (6) 本計画の策定にあたっては、「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査（令和4年度）」の結果や桶川市男女共同参画審議会の意見を尊重し、パブリック・コメントを実施し策定しました。

【計画の位置づけ】



3. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

4. 桶川市の取組

【主な取組】

・平成元年9月 「おけがわ男女共同社会プラン」の策定

社会生活全般にかかる女性問題を解決すると同時に、男女が平等にかかわりをもった男女共同参画社会を形成することを目的に計画を策定しました。

・平成7年3月 「おけがわ男女共同参画社会プラン（改訂版）」の策定

男女が対等な存在としてあらゆる分野で貢献するための環境整備を図るとともに、従来の「参加」から「参画」へと、更に一步進めた意識づくりのため計画を改訂しました。

・平成10年12月 「桶川市男女共同参画都市宣言」

市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組み、機運を広く醸成することを目的に、市議会の議決を得て、全国で24番目、県内では2番目に「男女共同参画都市」を宣言しました。

・平成11年3月 「おけがわ男女共同参画プラン」の策定

女性問題の解決と男女が共にあらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現を目指して、市が取り組む総合的施策の基本姿勢を示すことを目的に計画を策定しました。

・平成14年4月 「桶川市男女共同参画推進条例」の施行と「桶川市男女不平等苦情処理機関」の設置

「桶川市男女共同参画推進条例」を県内市町村で3番目に施行し、また、「桶川市男女不平等苦情処理機関」を県内で初めて設置しました。

・平成16年3月 「桶川市男女共同参画基本計画」の策定

桶川市男女共同参画推進条例に基づく初めての基本計画として、4つの主要目標を掲げた「桶川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

・平成17年4月 「申請書類の性別欄」の見直し

多様な性への配慮として、庁内で取り扱っている申請書類について見直しを行い、申請に不要ない性別欄を削除しました。

・平成21年3月 「桶川市第二次男女共同参画基本計画」の策定

桶川市男女共同参画基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化に対応して、ワーク・ライフ・バランスなどの新たな課題解決に向けた第二次計画を策定しました。

・平成 24 年 3 月 「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

男女共同参画社会実現を阻む要因の一つであるDVを防止し、被害者等の支援の充実を図るため、「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定しました。

・平成 26 年 3 月 「桶川市第三次男女共同参画基本計画」の策定

第二次計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化に対応して、防災などの新たな課題に向けた第三次計画を策定しました。

・平成 29 年 3 月 「桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化と、DVの防止と被害者等に対する支援の更なる充実と推進を図るため、「桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定しました。

・平成 30 年 5 月 男女共同参画機能の庁舎内への集約

市役所新庁舎の完成により、東部市民サービスセンターに設置していた男女共同参画コーナー「アソシエ」を市役所新庁舎に移設し、情報提供や交流促進などの「活動拠点機能」とDV相談や女性相談などの「相談機能」を庁舎内に集約しました。

・平成 31 年 3 月 「桶川市第四次男女共同参画基本計画」の策定

第三次計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や新たな課題に対応するとともに、女性活躍推進法に基づく計画として初めて位置づけ、第四次計画を策定しました。

・令和 3 年 2 月 「桶川市パートナーシップ宣誓制度」の開始

一人一人が互いに人権を尊重し、多様な生き方を認めあいながら誰もが暮らしやすい社会を実現するため、「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

・令和 4 年 3 月 「桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の策定

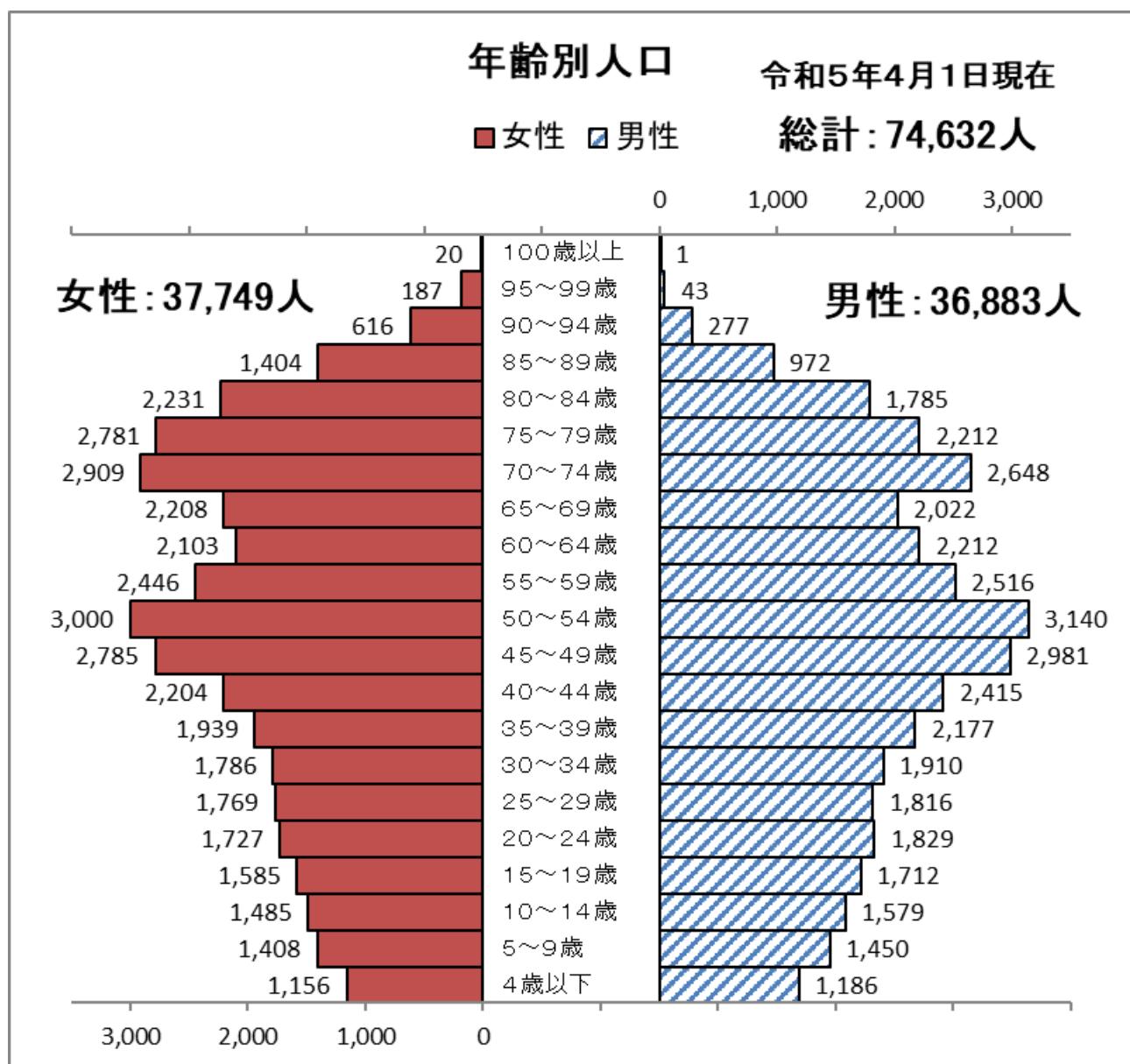
第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画の成果や課題を引き継ぎつつ、社会情勢の変化と、DVの防止及び被害者等に対する支援の更なる充実と推進を図るため、「桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定しました。

5. 桶川市の現状

(1) 人口

①年齢別人口

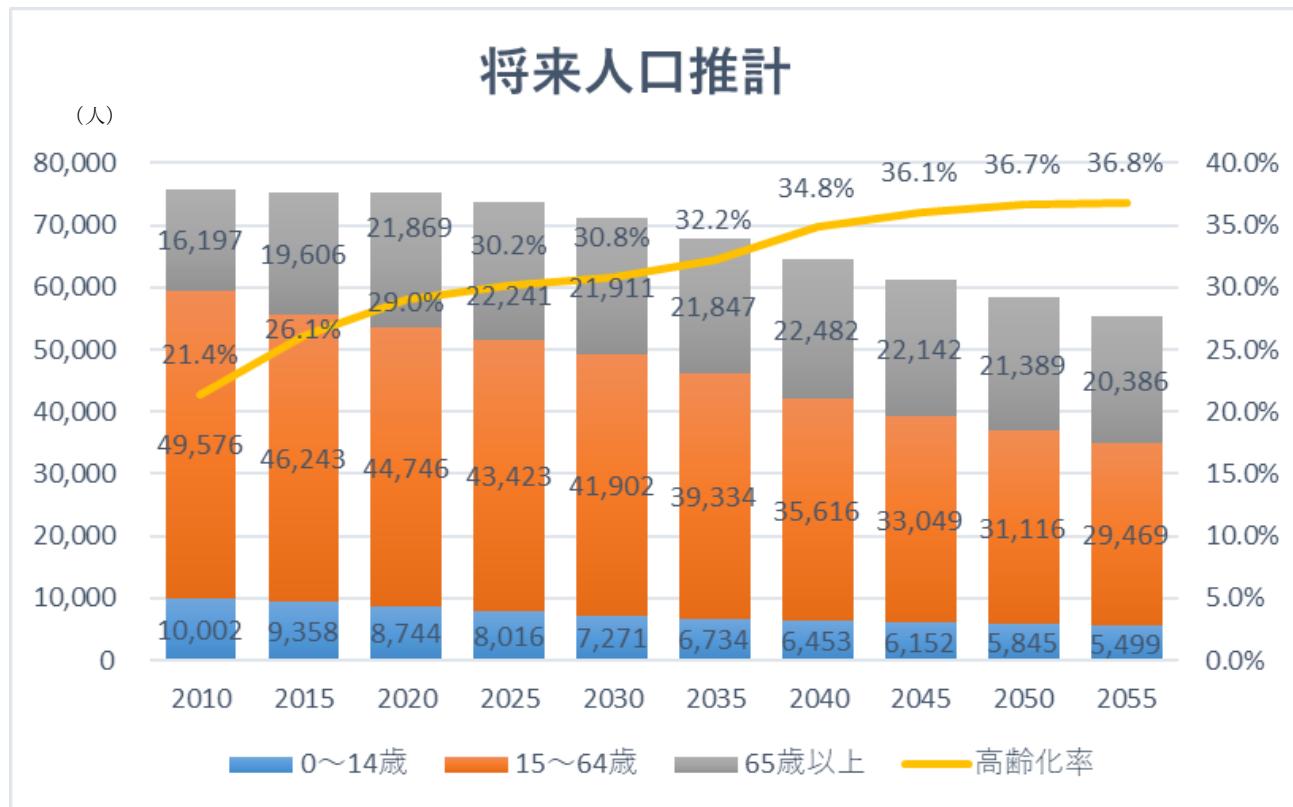
令和5年4月1日現在の人口は、74,632人となっており、男女別としては、男性は36,883人、女性は37,749人で、女性が866人多くなっています。構成については、64歳以下では全ての年齢層で男性が女性を上回っている一方、65歳以上の高齢者人口ではすべての年代で女性が男性を上回っています。



桶川市住民基本台帳

②将来人口推計

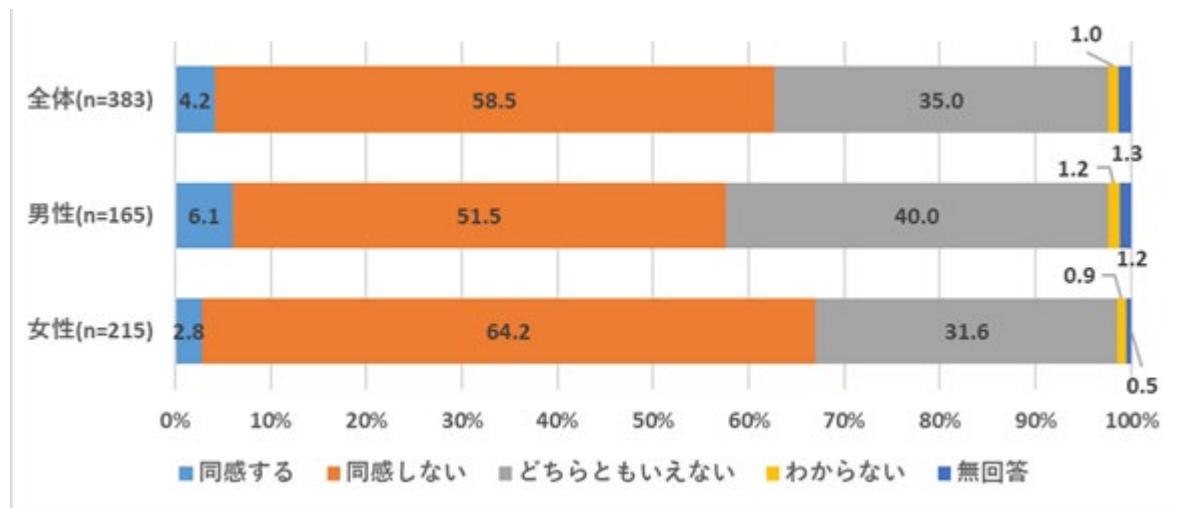
将来人口推計では、桶川市の人団は、今後、減少傾向が続き、2035年(令和17年)には7万人を下回り、2050年(令和32年)には6万人を下回ることが見込まれています。また、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)の割合が減少し、高齢化率が増加していくことが見込まれています。特に生産年齢人口の減少は、経済規模の縮小や働き手の不足等、様々な影響があると考えられます。



(2)男女共同参画の意識

①「男は仕事、女は家庭」という考え方

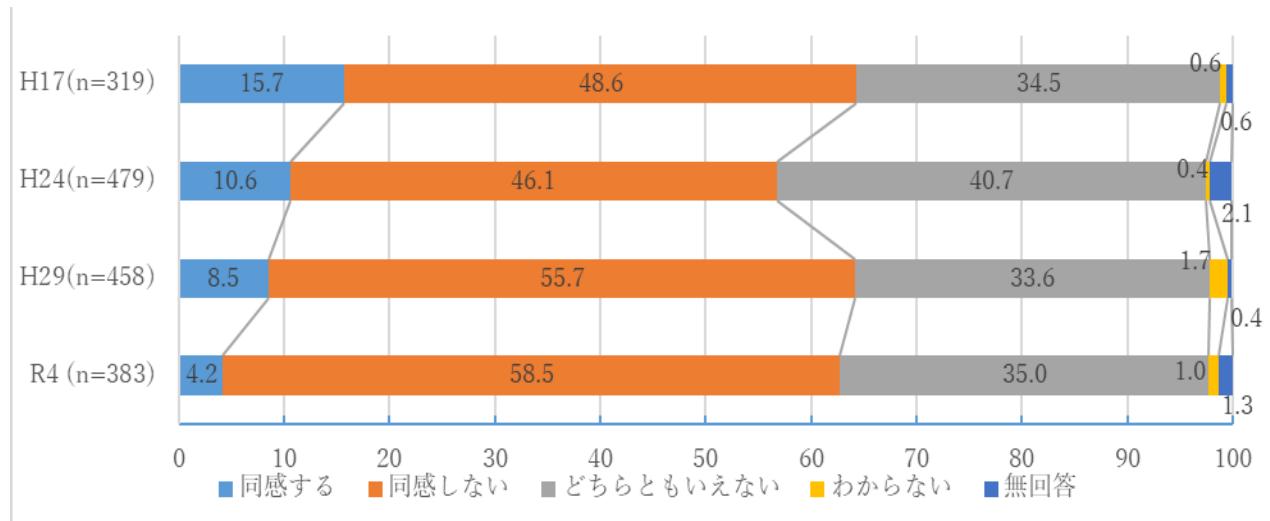
全体では、過半数の人が「同感しない」と回答しています。しかし、「同感する」と回答した割合は男性が6.1%に対し、女性が2.8%となっており、男女で意識の違いがみられます。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

②「男は仕事、女は家庭」という考え方(経年比較)

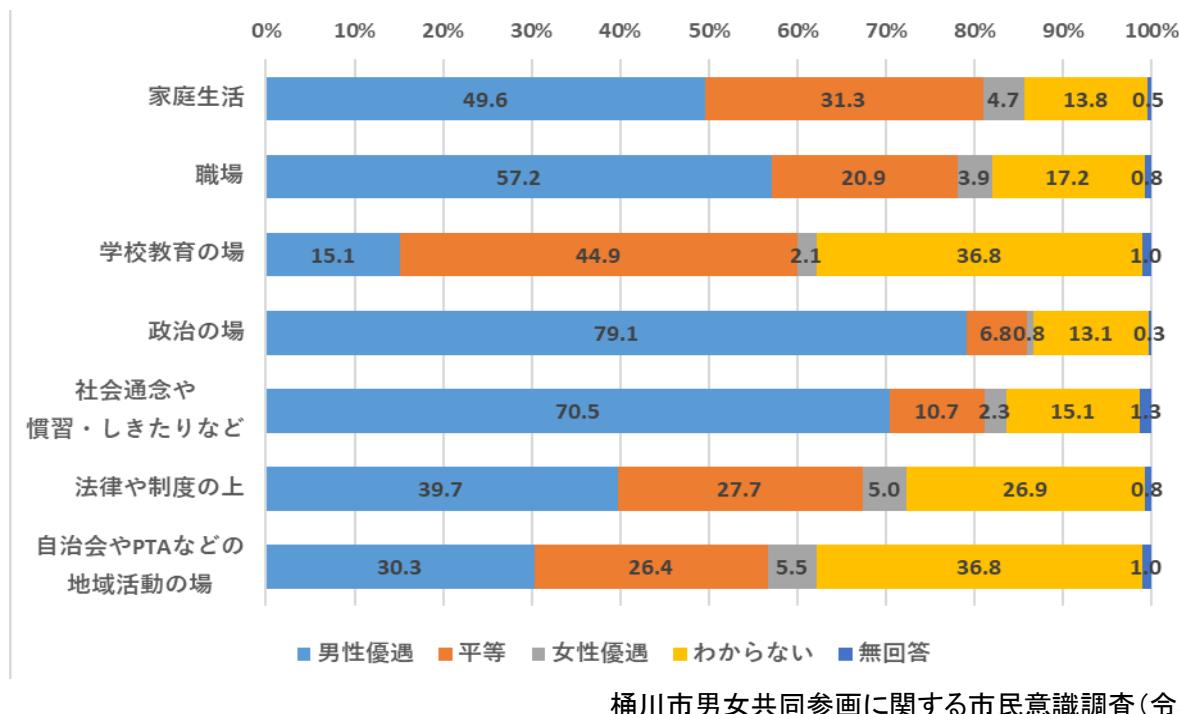
平成17年からの調査を経年比較すると、「同感する」と回答した人の割合は、令和4年度は4.2%で年々減少しています。また、「同感しない」と回答した人の割合は、今回調査が最も高くなつたことから、性別による役割分担意識は徐々に解消されていると考えられます。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

③男女平等意識

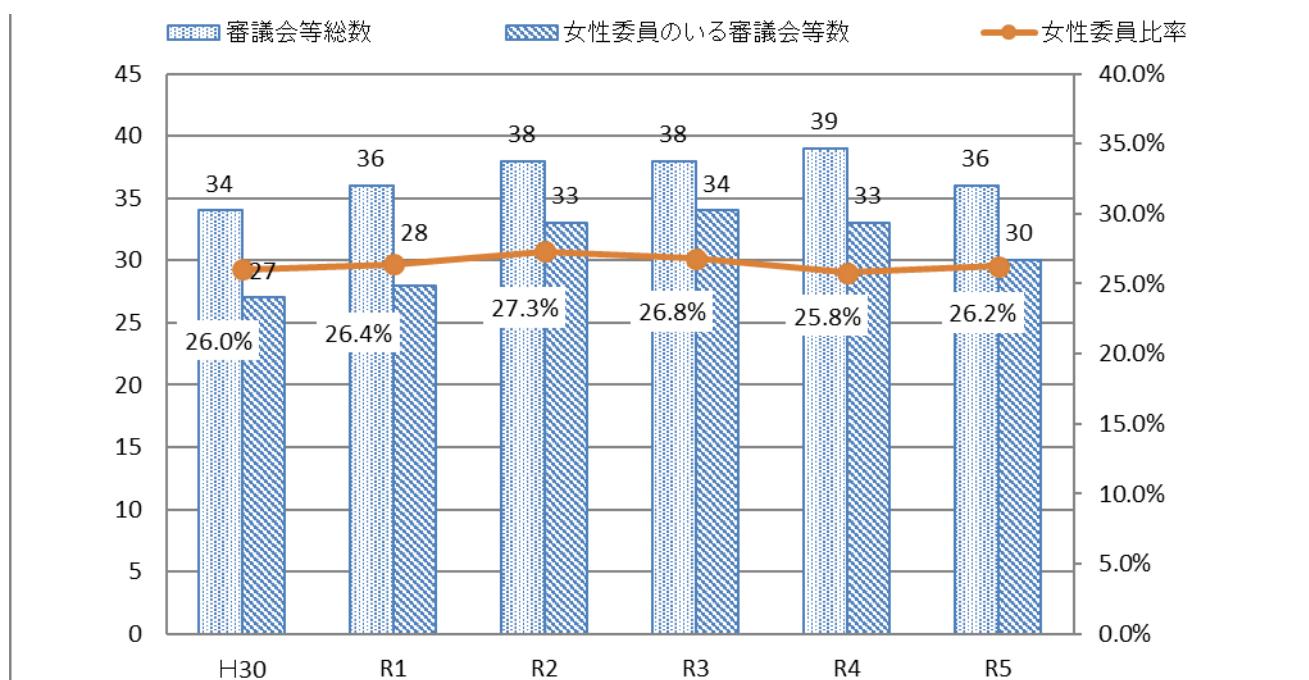
分野毎の男女平等意識について、平等になっていると回答した人の割合は、「学校教育」の分野が高く、次いで「家庭生活」が比較的高い割合となっています。一方で、「職場」、「政治」、「社会通念や慣習・しきたり」では、過半数の人が、「家庭生活」でも約半数の人が「男性優遇」と回答していることから、これらの分野では平等でないと感じている割合が高いことがわかります。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

④審議会等における女性の参画状況

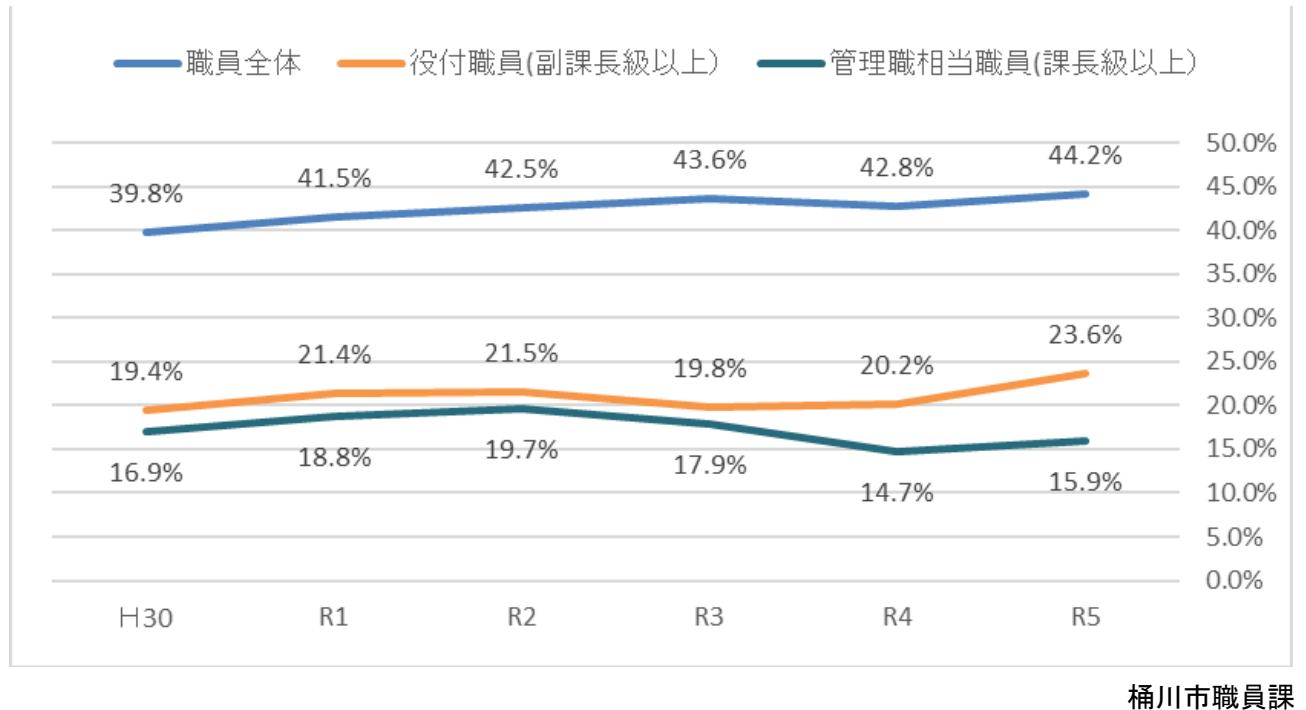
審議会等における女性委員の割合は、令和5年度が 26.2% であり、目標値としている 40% には達していません。行政施策に男女双方の意見や考え方を反映させていくため、女性委員の比率を高めていく必要があります。



桶川市人権・男女共同参画課調べ

⑤市の女性職員と女性管理職の状況

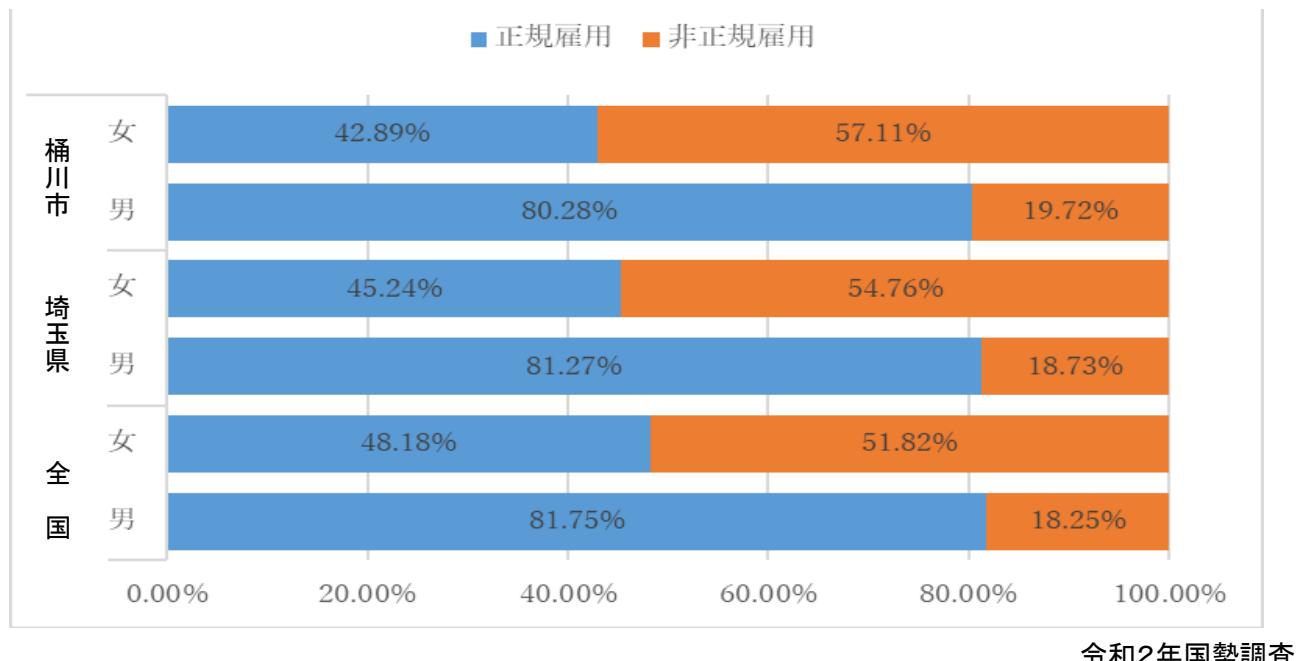
市役所における女性管理職の登用率は、15～20%の間を推移しており、第四次計画での目標値である20%には到達していません。



(3)男女共同参画の環境

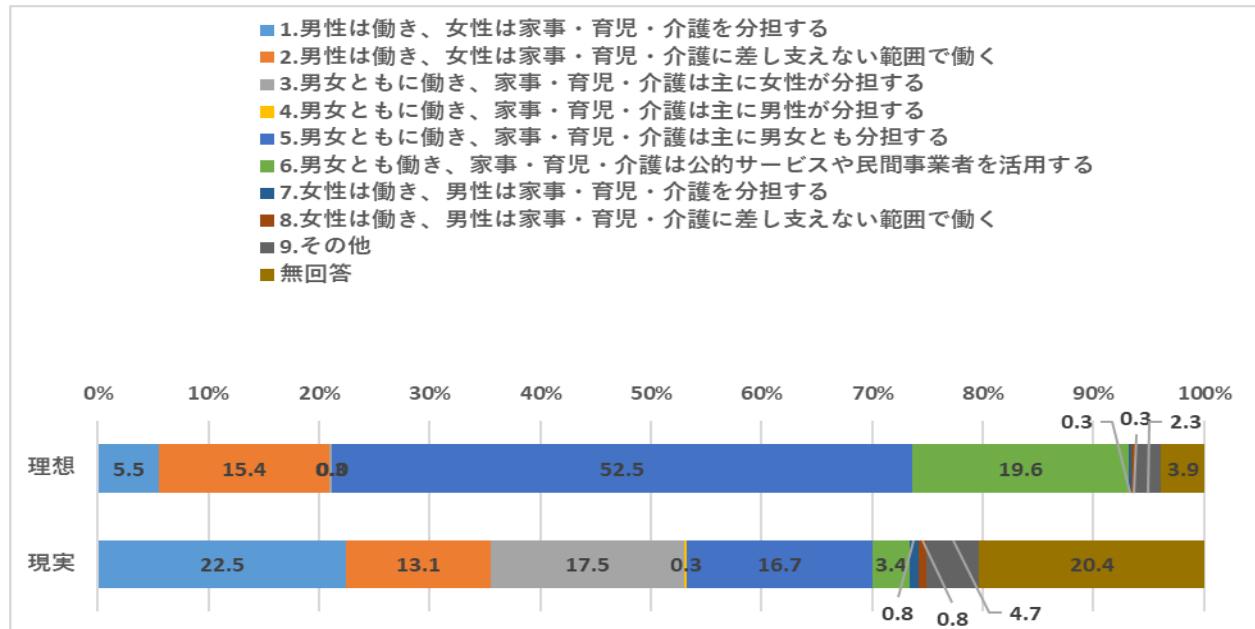
①男女別雇用形態

男女別にみると、男性の正規雇用の割合が約8割なのに対し、女性の正規雇用の割合は約4割から5割で、非正規雇用の比率が高いことがわかります。また、桶川市は全国、埼玉県に比べ男女ともに非正規雇用の割合が高くなっています。



②男女の役割分担の理想と現実(現状)

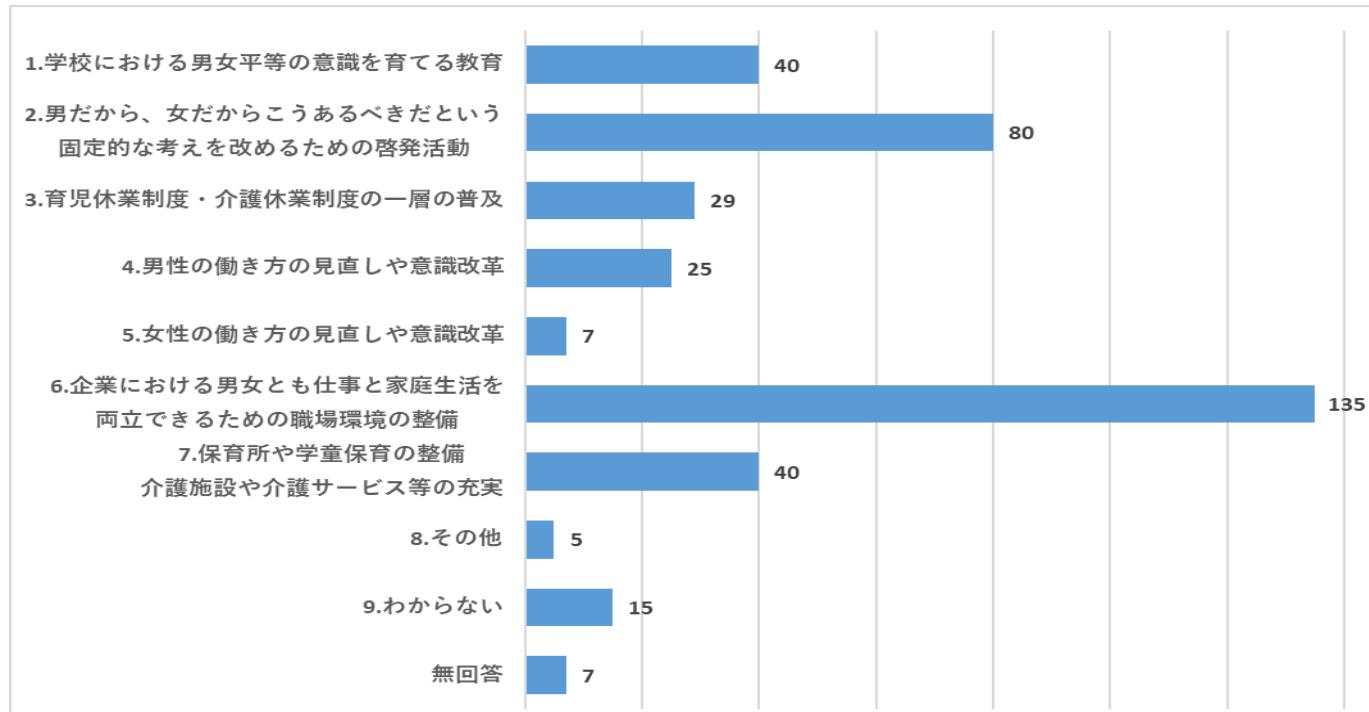
全体では、理想で「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に男女とも分担する」が 52.5%と高くなっています。次いで「男女ともに働き、家事・育児・介護は公的サービスや民間事業者を活用する」が 19.6%となっています。現実で「男性は働き、女性は家事・育児・介護を分担する」が 22.5%と高く、次いで「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に女性が分担する」が 17.5%となっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

③男女が家事・育児・介護をともに分担していくためには

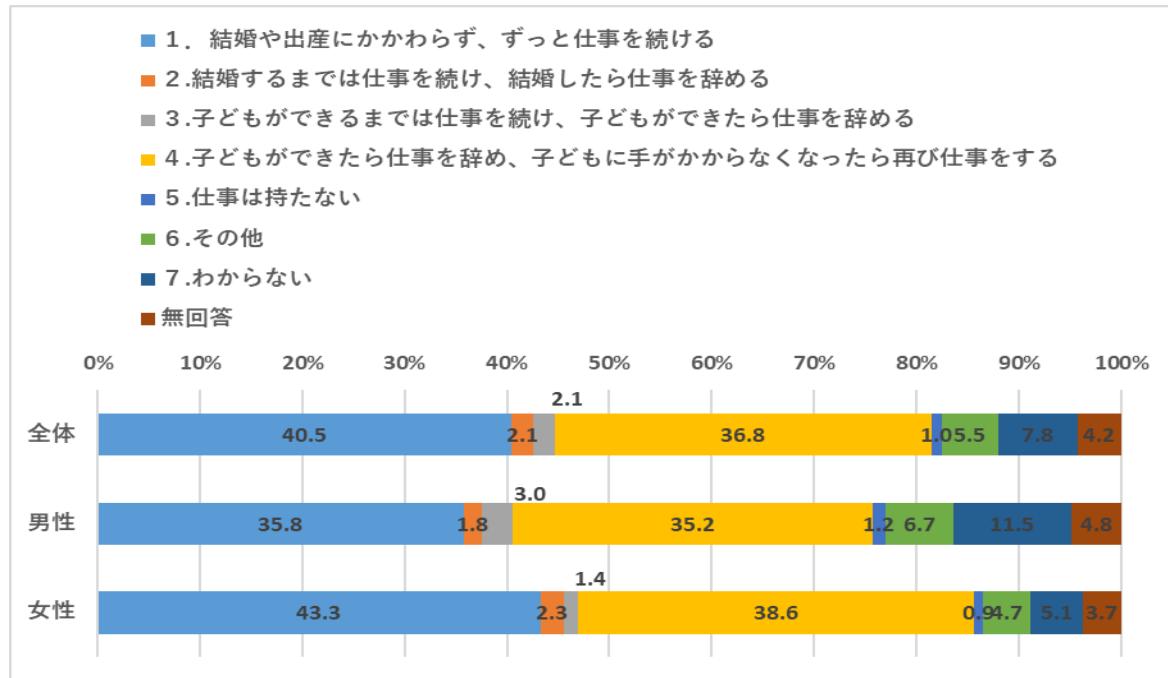
家事・育児・介護を男女がともに分担していくために必要なことは、「企業における男女とも仕事と家庭生活を両立できるための職場環境の整備」と回答した人が最も多く、次いで「男だから、女だからこうあるべきだという固定的な考え方を改めるための啓発活動」と回答した人が多くなっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

④女性の働き方についての理想

男女別にみると、「結婚や出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける」は、男性が 35.8%、女性が 43.3%で高く、次いで「子どもができたら仕事を辞め、子どもに手がかかるなくなったら再び仕事をする」では、男性が 35.2%、女性が 38.6%となっています。

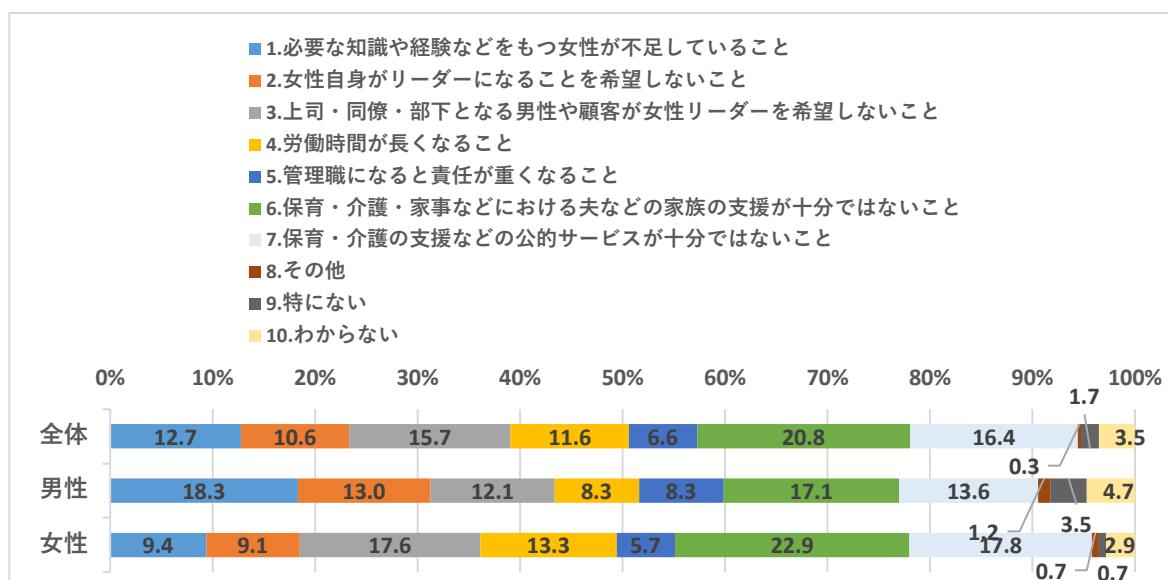


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

⑤各分野で、女性の参加、女性リーダーを増やすときに障害となるもの

「必要な知識や経験などをもつ女性が不足していること」(男性 18.3%、女性 9.4%)、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」(男性 13.0%、女性 9.1%)、「管理職になると責任が重くなること」(男性 8.3%、女性 5.7%)と考えるのは、女性より男性の方が高くなっています。

女性では、「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」が 17.6%、「労働時間が長くなること」が 13.3%、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」が 22.9%、「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」が 17.8%と、男性より高くなっています。



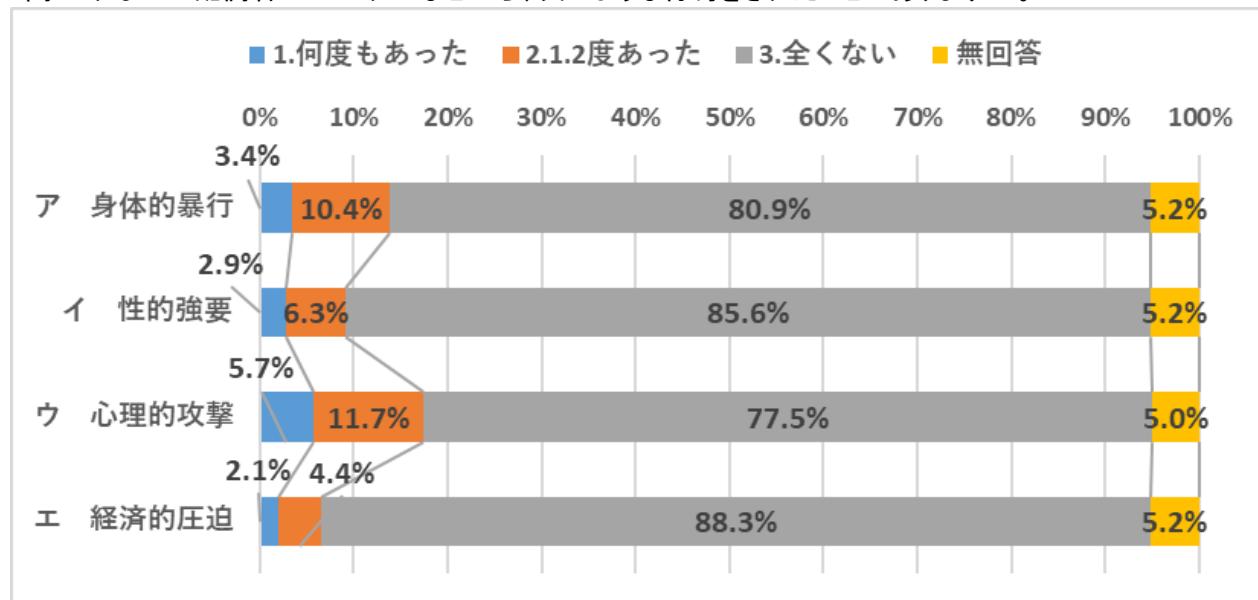
桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

(4)配偶者等からの暴力(DV)

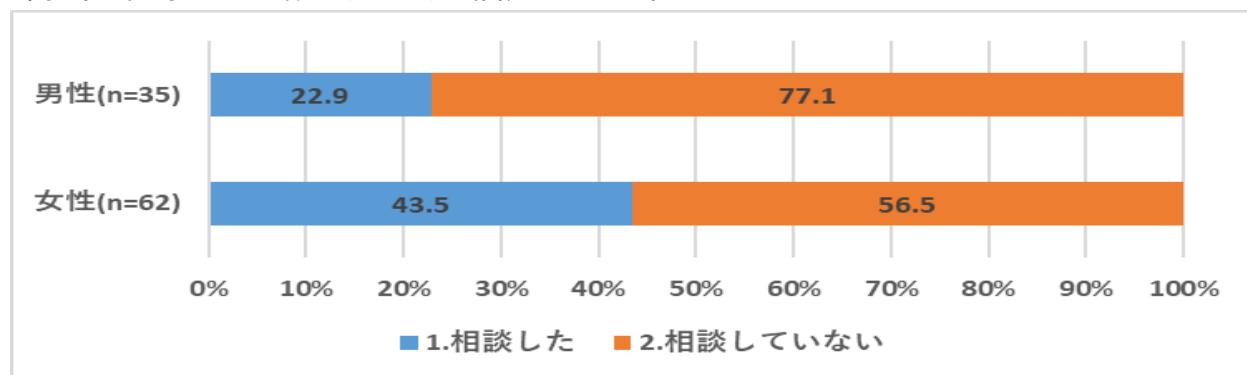
①DV 対策

これまでに配偶者(事実婚や別居中を含む。)やパートナーなどから、次のような行為をされたことがあるかについては、「全くない」が7割以上となっている。次いで「何度もあった」、「1、2度あった」とともに「心理的攻撃」、「身体的暴行」、「性的強要」、「経済的圧迫」の順で高くなっています。また、「何度もあった」、「1、2度あった」と答えた人に、その受けた行為について誰か(どこか)に打ち明けたり、相談したりしたか質問したところ、男性で77.1%、女性で56.5%の人が「相談していない」と回答しており、表面化しにくい現状がうかがえます。

問:これまでに配偶者・パートナーなどから、次のような行為をされたことがありますか。



問:その行為について誰か(どこか)に相談しましたか。

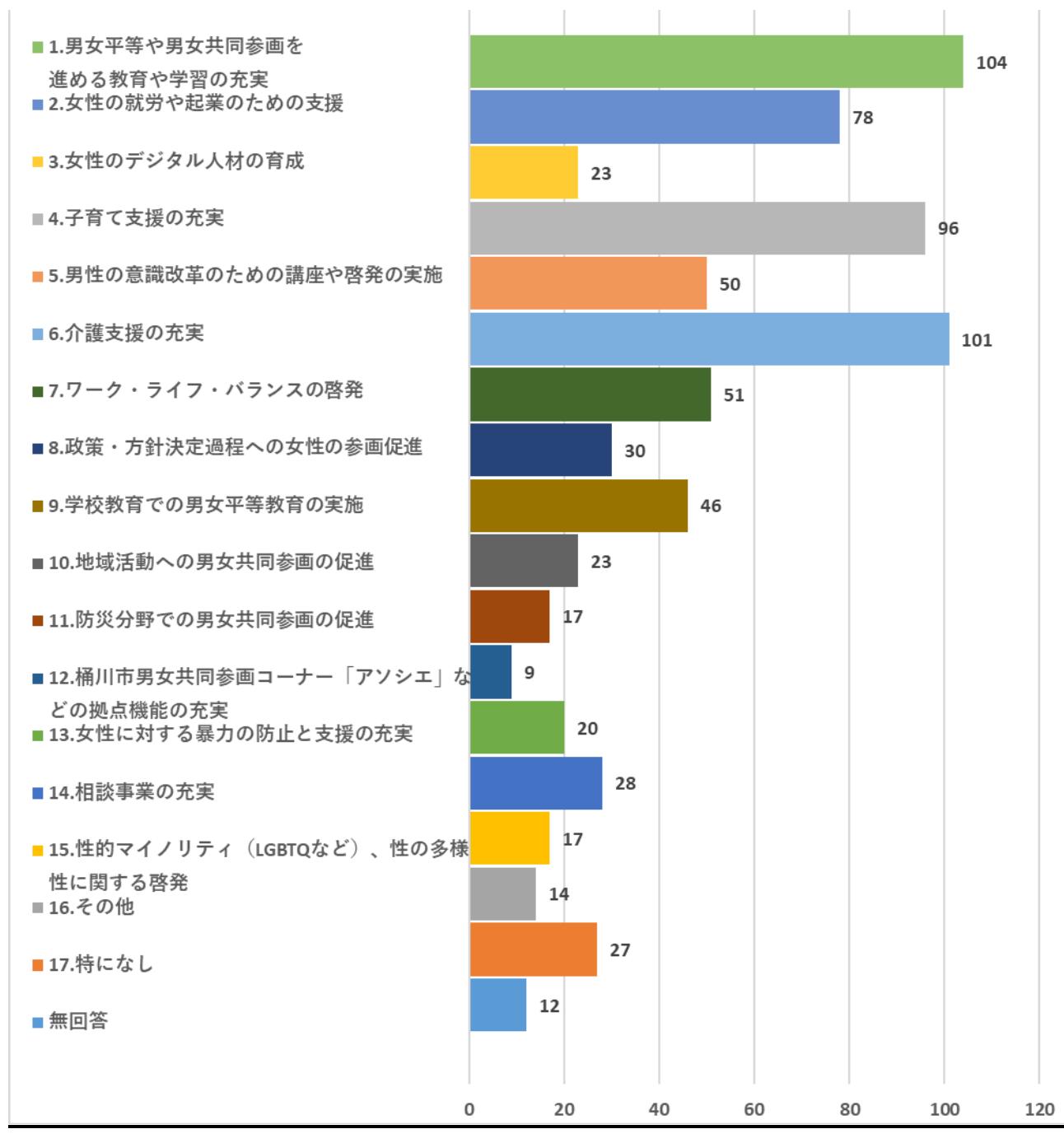


桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

(5)市の施策

①今後、市に力を入れてほしい施策

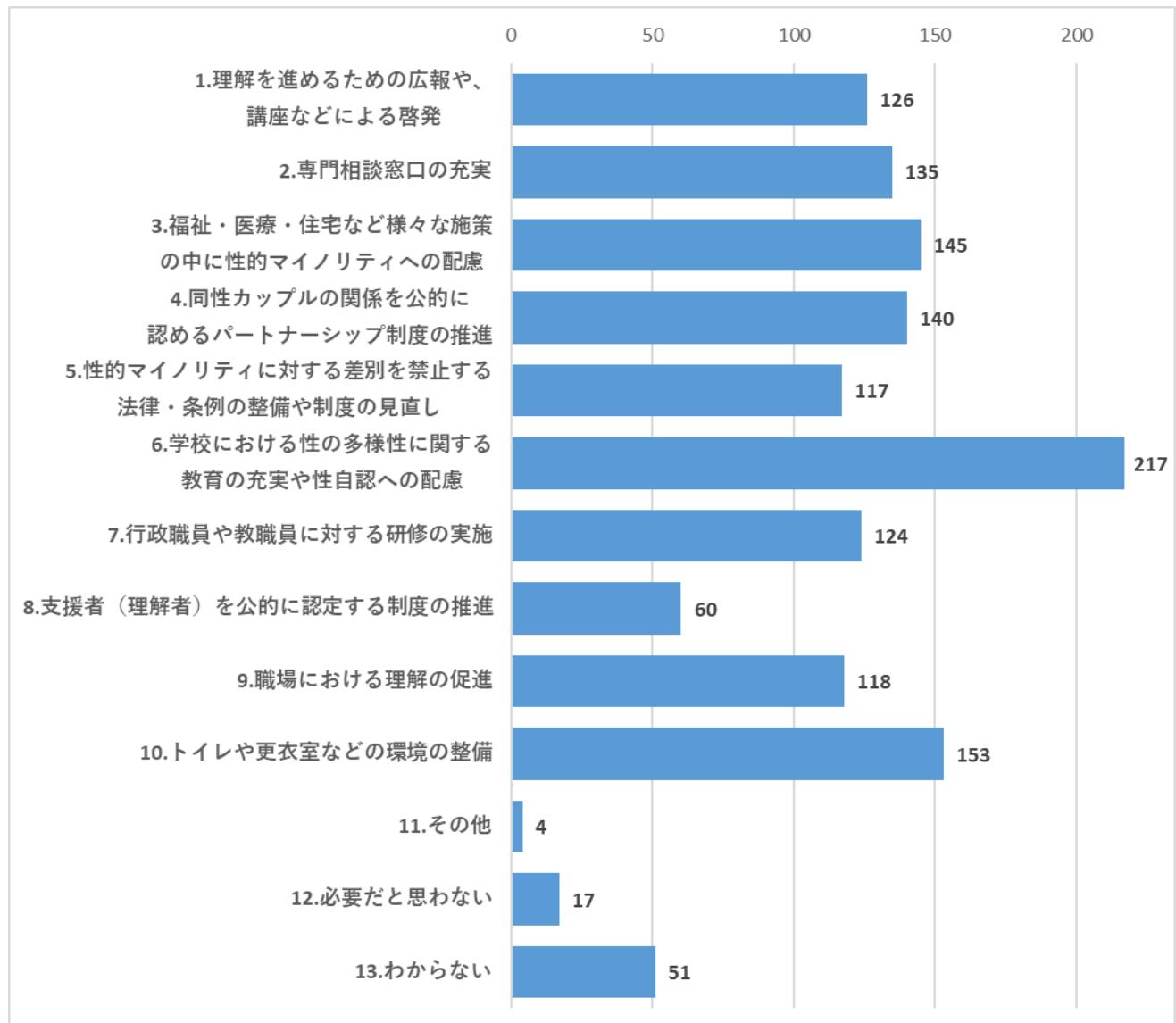
全体では、「男女平等や男女共同参画を進める教育や学習の充実」、「介護支援の充実」、「子育て支援の充実」、「女性の就労や起業のための支援」の順に高くなっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

②性的マイノリティへの理解に必要なもの

「学校における性の多様性に関する教育の充実や性自認への配慮」が高く、次いで「トイレや更衣室などの環境の整備」、「福祉・医療・住宅など様々な施策の中に性的マイノリティへの配慮」、「同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度の推進」の順に高くなっています。



桶川市男女共同参画に関する市民意識調査(令和4年度)

③男女共同参画に関する施策についての意見等(抜粋)

令和4年度に実施した男女共同参画に関する意識調査の中で、市の男女共同参画に関する施策についていただいた意見、要望等の一部を掲載します。

・男女共同参画に関する意識が低い、広報・啓発活動を増やすことが大切に思う。

<男性／80歳以上>

・働きたい気持ちがあっても、保育所が少ない。人数に空きがあっても遠くては通えない。保育所でかかるお金の分と、家庭のことをやりながらのパート等で稼げる額が同じくらいでは意味がない。

<女性／30歳代>

- ・男女平等とは名ばかり。家庭ではまだまだ夫の家事・育児意識が足りない。働いていれば偉いと思っている。女性の負担が増えるばかり。

<女性／30歳代>

- ・女性からの意見は男性ではなく女性担当者が聞くようにしてください。

男女共同参画プロジェクトの承認者は男性ではなく女性にしてください。

市長が男性なら副市長は女性にするなど、同等の権限を男女平等に設定してください

<男性／40歳代>

- ・小中学生へ包括的性教育を実施すべきだと思います。生きていくために、自分の身を自分で守るために、非常に大切なことだと考えるからです。

<女性／20歳代>

- ・男女同一賃金、非正規雇用をなくし安心して働ける賃金が得られること。労働時間の短縮で、家庭で家事労働等役割分担ができ、男女が協力して子育てできる環境を作り、求められる支援をすること。

<女性／60歳代>

- ・政策・施策・決定のプロセスで女性視点は必要と考える。防災・避難所で女性視点は必須。諸々の啓発には職員教育・学校教育・広報。広報はやりつ放しが多いので認知率をとることが必要です。桶川市の将来の為の調査に感謝します。

<男性／50歳代>

(6)第四次計画数値目標の達成状況

項目	計画策定時の現状値 (平成31年4月1日現在)	目標値	計画最終年度の現状値 (令和5年4月1日現在)
審議会等への女性委員	26.4%	40%	26.2%
女性職員の管理職への登用 (課長職相当以上)	18.8%	20%	15.9%

第2章

計画の基本的な考え方

将来像

だれもが多様な生き方を認め合い
一人ひとりがかがやくまち おけがわ

基本理念

桶川市第五次男女共同参画基本計画は、「桶川市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を推進します。

1. 個人の尊厳と人権の尊重
2. 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しと意識改革
3. 政策・方針の立案及び決定への男女共同参画機会の確保
4. 家庭生活や社会生活における対等な参画
5. 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
6. 国際社会における取組への理解と協力
7. あらゆる暴力の根絶

基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

男女共同参画社会の実現のためには、固定的意識や、無意識の思い込みや偏見（アンコンシヤス・バイアス）の解消が重要です。

誰もが性別にかかわらず多様な生き方を認め合い、それぞれの個性と能力を発揮し、自らの意思により何事も選択でき、すべての人が尊重し合える社会づくりのため、各分野における啓発活動や、ライフステージに応じた教育・学習の充実を図ります。

特に、災害時や防犯対策においては、男女双方の意見を取り入れることが重要であることから、それぞれの分野において女性の参画を推進します。

さらに、あらゆる分野において政策・方針決定過程の場に性別を問わずともに参画できるよう取り組みます。

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい社会づくり

少子高齢化や人口減少、家族の形態が多様化している現在、誰もが経済的に自立した生活を送ることが重要です。

男女がともに働きやすい社会となるために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、自らのライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるよう取り組むとともに、均等な雇用機会の普及や、職場でのハラスメントの防止など、働きやすい職場づくりを推進します。

さらに、結婚や出産を機に離職した女性の復職や起業支援を行うなど、職業生活における女性の活躍に取り組みます。

基本目標Ⅲ 人権が尊重された社会づくり

「暴力」はいかなる理由があっても、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を阻害する要因の一つです。特に配偶者等に対する暴力は、多くの場合女性が被害者となり、生活上の困難に陥りやすい状況です。近年は、SNSの発展に伴った、SNS上での人権侵害、若年層における交際間の暴力（デートDV）も増加していることから、早期からの暴力防止の啓発が重要です。

DV被害者をはじめ生活上の困難に陥った女性に対しては、相談体制を充実し、関係各機関との連携を図り、自らの意思を尊重した安全で切れ目のない支援を行います。

また、生涯を通じた男女の心身の健康と性を尊重するため、健康の保持・増進に取り組むと

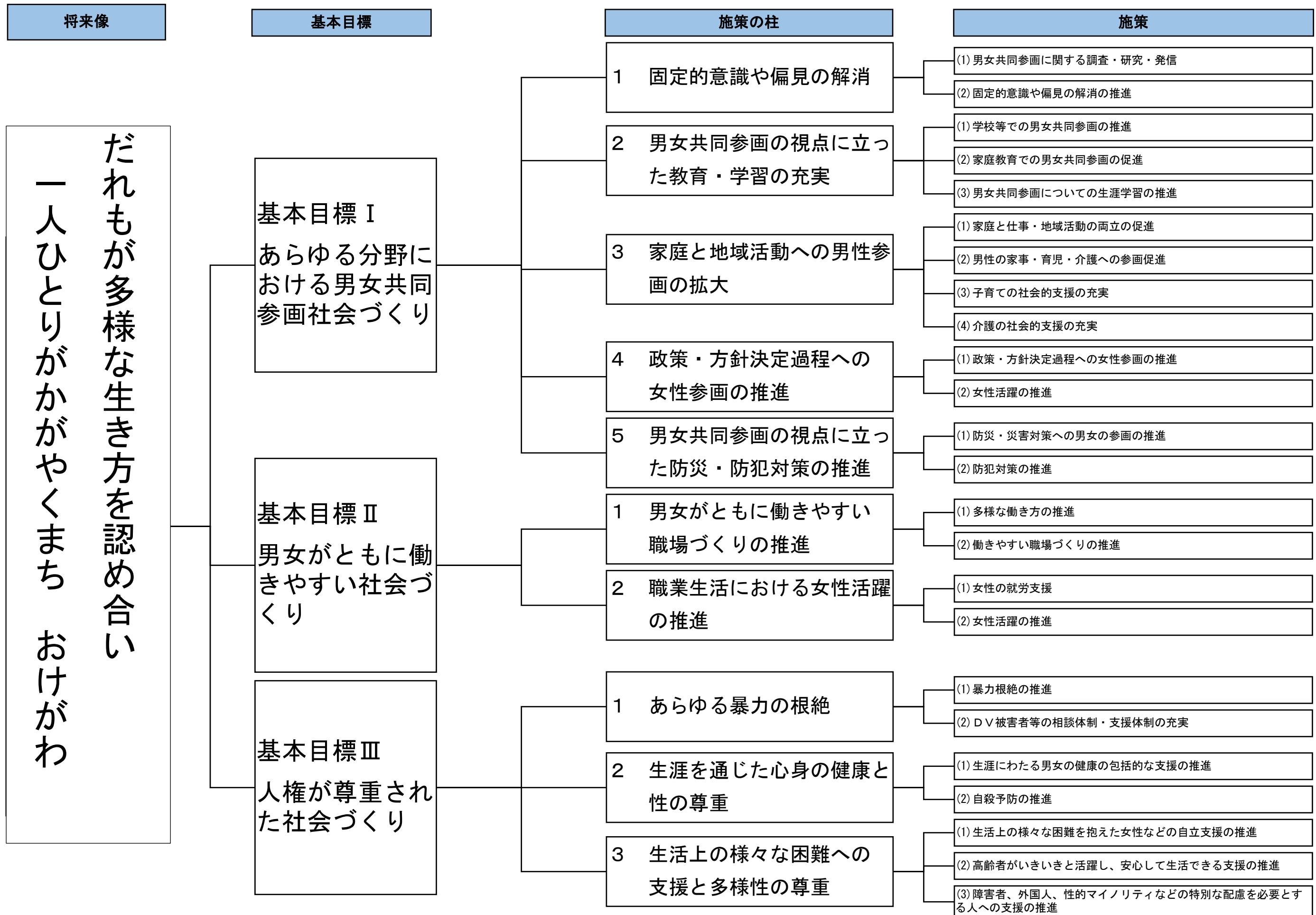
とともに、性と生殖に関する権利の普及に取り組みます。

さらに、多様性を認め合う意識啓発に努め、高齢者・障害者、外国人、性的マイノリティなど配慮を必要とする人に対しては、相談を通じ支援を行っていきます。

第3章

計画の内容

計画の体系図



基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画社会づくり

施策の柱 I - 1 固定的意識や偏見の解消

これまでの男女共同参画に関する市民意識調査（以下「意識調査」という。）では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識は徐々に解消されてきていますが、依然として性別による固定的な意識や制度、無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）などが存在しており、男女共同参画の妨げとなっています。

そのため、意識調査等を行いながら、様々な分野について調査・研究を行い情報発信とともに、固定的な意識や偏見の解消に取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 男女共同参画に関する調査・研究・発信	男女共同参画に関する調査・研究	人権・男女共同参画課 秘書広報課
	男女共同参画に関する情報発信	
	男女共同参画に関する市民活動の普及	
	アソシエを活用した情報提供	
(2) 固定的意識や偏見の解消の推進	男女の意識に関する情報収集・提供	人権・男女共同参画課
	男女の意識に関する調査・研究	
	相談体制の充実	

施策の柱 I - 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

令和4年度に実施した意識調査において、様々な場での男女の地位の平等感について尋ねたところ、学校教育においてのみ「男性優遇」より「男女平等」と答えた割合が高くなっています。また、男女共同参画社会実現のため市が力を入れるべき施策として「男女平等や男女共同参画を進める教育や学習の充実」が最も多くなっており、学校教育や生涯学習など、教育の重要性が挙げられています。男女共同参画意識の形成には、特に幼少期からの教育が重要であり、学校教育のみならず家庭や地域における教育・学習機会の充実、さらに家庭教育の基本となる大人への意識改革が必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 学校等での男女共同参画の推進	学校教育における男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課 保育課 学校支援課
	保育所等における男女共同参画の推進	
(2) 家庭教育での男女共同参画の促進	家庭教育への支援	人権・男女共同参画課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課 公民館
	青少年への啓発	
(3) 男女共同参画についての生涯学習の推進	成人への情報提供	人権・男女共同参画課 公民館
	成人に向けた学習機会の提供	

施策の柱 I - 3 家庭と地域活動への男性参画の拡大

近年、男性の育児休業取得について、積極的な取組が行われていますが、意識調査において「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に男女とも分担する」を理想としている割合が高い半面、現実は「男性は働き、女性は家事・育児・介護を分担する」、「男女ともに働き、家事・育児・介護は主に女性が分担する」の割合が高くなっています。また、自治会やPTA活動などの地域活動においても女性の参加が高い状況であり、家事や地域活動での女性の負担が多くなっています。

令和5年版男女共同参画白書（以下「白書」という。）では、令和4年の共働き世帯数は、専業主婦世帯数の3倍近くになっていますが、有償労働（仕事）時間は男性、無償労働（家事・関連）時間は女性に大きく偏っていると報告されています。国際比較においても、日本の男性の有償労働時間は極端に長く、無償労働時間が極めて短いという特徴もあります。

今後も共働き世帯が増加していく中で、男性が家事・育児・介護等に積極的に参加するためには、職場や家庭、地域など様々な場面において、男女がともに協力し支え合える環境づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1)家庭と仕事・地域活動の両立の促進	ワーク・ライフ・バランスの普及	人権・男女共同参画課 職員課
	家庭と地域活動への参加促進	子ども未来課 産業観光課 生涯学習・スポーツ推進課
(2)男性の家事・育児・介護への参画促進	男性への啓発	人権・男女共同参画課 職員課 高齢介護課
	市男性職員の子育て・介護への参加促進	子ども未来課 健康増進課
(3)子育ての社会的支援の充実	相談体制の充実	子ども未来課 保育課
	子育てサービスの充実	健康増進課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課
(4)介護の社会的支援の充実	相談体制の充実	
	介護サービスの充実	高齢介護課

施策の柱 I - 4 政策・方針決定過程への女性参画の推進

世界的な男女格差を図る指数であるジェンダーギャップ指数（世界経済フォーラム）において、日本の順位は、146か国中125位(2023年)で、教育と健康分野の男女格差はほとんどないものの、政治・経済分野の格差が大きく、主要先進国（G7）の中では依然下位の状況です。

本市でも、審議会等における女性委員の割合は、26.2%（令和5年4月1日現在）であり、女性管理職（課長級以上）の割合においても15.9%（令和5年4月1日現在）と、政策や方針決定過程に参画する女性の割合が低い現状です。様々な分野において、政策や方針を決定する際には、男女共同参画の視点に立って、男女双方の立場を理解し、様々な意見を取り入れながら決定していく必要があります。

そのため、本市においても地域におけるリーダーの育成や、女性の意見を取り入れやすくなるための仕組づくりを検討するとともに、審議会等の女性委員の割合を増やすことや、市役所における女性管理職の積極的な登用など、民間企業等を牽引できるよう取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進	審議会等への女性の積極的な登用 (審議会の女性委員が占める割合の目標値40%)	人権・男女共同参画課 職員課 全庁
	地域活動における女性の参画促進	
	市役所内での女性職員の参画の推進 (市職員の女性管理職の割合目標値25%)	
(2) 女性活躍の推進	地域における女性リーダーの育成	人権・男女共同参画課 職員課 自治振興課 安心安全課
	市役所における女性職員の活躍の推進	

施策の柱Ⅰ－5 男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策の推進

近年、気候変動の影響により、気温の上昇や大雨による洪水等様々な災害が発生していることから、日頃からの災害への備えが必要となっています。

災害時には、女性をはじめ妊産婦や乳幼児、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティの方への配慮が必要であるため、平時から配慮が必要な人への対応に備えることも重要です。

また、地域での犯罪発生の抑制においては、通学路をはじめ道路や公園、空き地等の適切な管理、及び女性の視点を取り入れた防犯対策など、だれもが暮らしやすい地域環境づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 防災・災害対策への男女の参画の推進	防災計画等への男女共同参画の推進	人権・男女共同参画課 安心安全課
	女性や性的マイノリティに配慮した防災・災害対応の推進	
(2) 防犯対策の推進	通勤・通学上の防犯対策の推進	安心安全課 環境対策推進課 道路河川課 市街地整備課 学校支援課
	居住地域の防犯対策の推進	

基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすい社会づくり

施策の柱Ⅱ-1 男女がともに働きやすい職場づくりの推進

意識調査では、職場においては男女双方とも「男性の方が優遇されている」との割合が高く、いまだ働く環境は、男性中心となっていることがうかがえます。白書によると、結婚後、特に子どもを持った後は、女性がライフスタイルを変え、夕方以降の家事・育児等を1人で担い、男性は労働時間が増える傾向があるとともに、職場においては、女性より男性の方が性別役割の意識を強く感じており、男性は、伝統的な役割感に自身が捉われていることに気づいていない可能性があると報告されています。

今後さらに進展する少子高齢社会においては、職場で性別に関わらず個々の能力が活かされ活躍することが期待されており、企業においては特に多様な人材を受け入れ、能力を発揮できる組織づくり（ダイバーシティ＆インクルージョン）が求められています。男女がともに多様で柔軟な働き方ができ、仕事と家庭を両立するとともに、働きやすい職場づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 多様な働き方の推進	多様で柔軟な働き方の普及	人権・男女共同参画課 職員課 産業観光課
	仕事と家庭の両立の推進	
	市役所における働き方改革の推進	
(2) 働きやすい職場づくりの推進	男女の均等な雇用機会の普及	人権・男女共同参画課 産業観光課
	男女の均等な待遇の確保の普及	
	職場でのハラスメントの防止	

施策の柱Ⅱ－2 職業生活における女性活躍の推進

近年、育児休業制度や保育環境の整備が進み、女性の継続就業率は増加しています。一方で、結婚や出産・子育てを機に退職をした女性が、フルタイムでの正規雇用就労を困難と感じ、家事・育児・介護等と両立しやすいという理由で非正規雇用として就労する割合が高い状況です。特に本市においては、女性の非正規雇用の割合が、全国及び埼玉県と比べて高くなっています。

女性の就労や社会での活躍が期待される中では、就労を希望する女性が、自らのライフスタイルに応じた多種・多様な働き方の選択を可能とし、生きがいをもって働き続け、活躍できる就労環境づくりが必要です。

施 策	主な取組	担当課
(1) 女性の就労支援	女性の就業・就業継続・復職への支援	人権・男女共同参画課 産業観光課 農政課
	女性のキャリアアップ支援	
(2) 女性活躍の推進	活躍する女性の情報発信	人権・男女共同参画課 職員課
	活躍を目指す女性への支援	
	市役所における女性活躍の推進	

基本目標Ⅲ

人権が尊重された社会づくり

施策の柱Ⅲ-1 あらゆる暴力の根絶

DVや性暴力は、家庭内や親密な関係性の中で起こり、被害者の多くは女性です。近年では、低年齢化し若年層における交際間の暴力（デートDV）も増加しています。また、ストーカー行為においては、エスカレートした末、凄惨な事件に発展してしまうことも少なくありません。また、暴力を長い時間受け続けたことで、被害者的心身に重大な影響を及ぼす等、回復に時間を要するケースが多くみられます。

さらには、職場においてのセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、教育や研究機関で行われるアカデミックハラスメント等、様々な暴力が発生しています。

これらの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻む要因の一つであり、重大な人権侵害です。幼少期からの人権教育の充実や、すべての人が暴力を許容することのない意識づくりのための啓発、相談体制の充実が必要です。

若年層も含めた暴力防止の啓発や、また、DV被害者・同伴児等の支援、各種相談機関の周知やあらゆる暴力を許さない意識づくりに取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 暴力根絶の推進	女性に対する暴力根絶の推進	人権・男女共同参画課 産業観光課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課
	若年層に対する暴力根絶の推進	
	あらゆるハラスメントの防止の推進	
(2) DV被害者等の相談体制・支援体制の充実	相談体制の充実	人権・男女共同参画課 子ども未来課 保育課 健康増進課 学校支援課 関係各課
	被害者及び同伴児への支援の充実	
	関係機関との連携強化	

施策の柱III-2 生涯を通じた心身の健康と性の尊重

女性は、妊娠や出産をはじめ女性特有の身体的な特徴を有することで、男性とは異なる健康上の問題や社会的な問題に直面します。また、男性も女性も子どもを産むか産まないか、いつ産むかなど自由に決められる権利、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の認識不足から、女性の権利が脅かされる状況も見受けられます。

男女が互いに尊重し合える意識の醸成と、生涯を通じた性と生殖の権利の定着が必要です。若年層への教育も必要とされることから、学校教育における性教育も重要な取組です。

また、生活の不安や悩み事など独りで抱え孤立することのないよう相談体制を充実し、自殺予防に向けた、関係機関との連携した支援が求められています。

だれもが健康でいきいきとした生活を送るため、健康支援や相談体制の充実に取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援の推進	性に関する正しい認識と理解の啓発	人権・男女共同参画課 高齢介護課 健康増進課 学校支援課 生涯学習・スポーツ推進課
	健康保持・増進に向けた事業の充実	
	スポーツ・レクリエーション参加機会の充実	
(2) 自殺予防の推進	相談体制の充実	人権・男女共同参画課 健康増進課 関係各課
	自殺防止に向けた啓発	
	関係機関との連携強化	

施策の柱III-3 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

未だ根強く残る固定的な役割分担意識やその慣行が、偏見や人権侵害を助長しており、職業分野においても昇進を阻んだり、経済的な格差の要因となっています。また、女性であるが故に、このような困難が複雑に絡み合い、多様化・複合化し、生活上の様々な場面で困難に直面しています。そこで、様々な困難な問題を抱える女性を支援するため、令和6年4月には「困難女性支援法」が施行されます。この法律の趣旨に沿い、困難を抱える女性（年齢、障害の有無、国籍等は問わず。）の個々に寄り添った支援をするためには、相談につながりやすい環境整備と相談体制の充実、関係各機関との連携（ネットワーク）の構築が有効であり、専門の知識を持った相談機関につなぐ等の支援が必要です。

また、高齢者や障害者、外国人や性的マイノリティなどの配慮を必要とする人が、社会の一員として安心した生活が送れるよう、相談体制をはじめとした各種支援の充実も必要です。

困難な問題を抱えた人が、本人の意思を尊重した、切れ目のない支援を受けることができ、だれもが安心した生活を送ることができるよう、相談事業等の充実や、特に配慮が必要な人への支援に取り組んでいきます。

施 策	主な取組	担当課
(1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援の推進	相談体制の充実	人権・男女共同参画課 社会福祉課 障害福祉課 子ども未来課 保育課 高齢介護課 学校支援課 関係各課
	自立に向けた支援の充実	
(2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援の推進	相談体制の充実	高齢介護課 安心安全課 道路河川課 市街地整備課 関係各課
	自立した生活への支援	
	地域で生活できる環境整備	
(3) 障害者、外国人、性的マイノリティなどの特別な配慮を必要とする人への支援の推進	障害者への相談支援	人権・男女共同参画課 自治振興課 障害福祉課 学校支援課
	外国人への日本語支援	
	性的マイノリティへの相談支援	

第4章

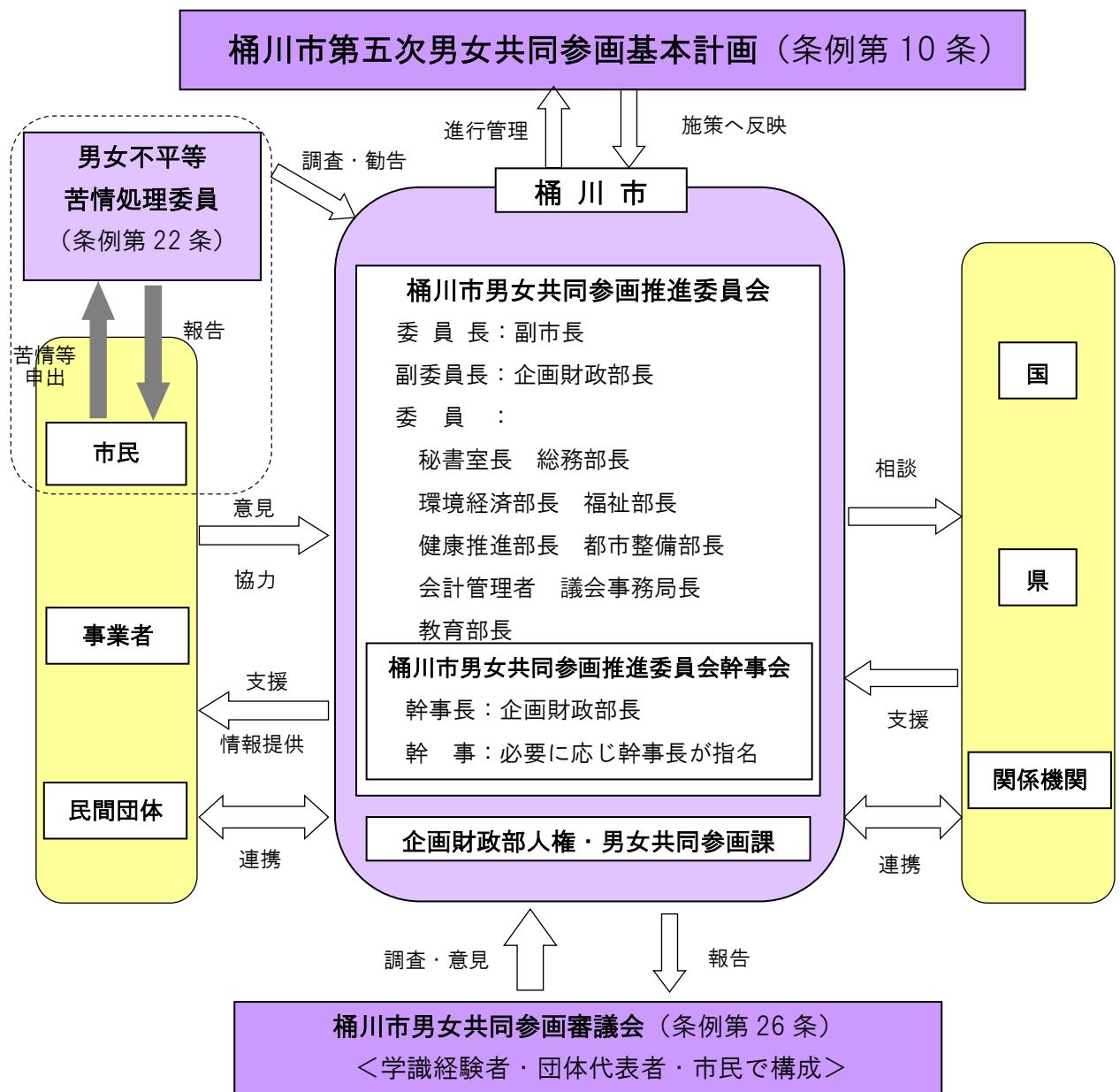
計画の推進

計画の推進

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、市、市民、事業者、各関係機関がそれぞれの責務を認識し、連携して取り組むことが重要です。

また、毎年計画の進行管理を行い、事業の成果の検証・改善に努めます。

計画の推進体制



1. 庁内の推進体制の充実

桶川市男女共同参画推進委員会を充実し、進行管理や関係部局の調整を図りながら、男女共同参画の積極的な推進に努めます。

2. 市民・民間団体、企業等との連携

計画の推進にあたっては、市民・市民団体、企業等との協力体制の構築が重要です。このため、市民・市民団体、企業等との連携の強化に努めていきます。

3. 桶川市男女共同参画審議会の充実

男女共同参画の推進に関する市長の附属機関として、市長の求めに応じ、男女共同参画に関する重要事項などの調査・審議を行います。また、施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べます。

4. 苦情申出・処理体制の充実

男女共同参画施策に関する苦情申出制度について、広く市民へ周知するとともに、申出があった場合には適切かつ迅速に対応していきます。

5. 国・県・その他関係機関との連携・協力

男女共同参画に関する課題は、法律や制度等の政策にかかわるものなど市だけでは解決できないことがあります。そのため、国や県、その他関係機関の情報収集に努め、連携や協力を図っていきます。

資料編

1. 計画策定までの経緯	43
2. 質問・答申	44
3. 桶川市男女共同参画審議会委員名簿（第11期）	45
4. 市民からの意見聴取	46
5. 男女共同参画に関する国内外の動向	47
6. 関係法令	
○男女共同参画社会基本法	51
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	54
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	62
○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	69
○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	71
○埼玉県男女共同参画推進条例	76
○桶川市男女共同参画推進条例	79
○桶川市男女共同参画推進委員会設置要綱	84

1. 計画策定までの経緯

月 日	事 項	内 容
令和4年度		
10月	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	<p>調査結果</p> <p>① 標本数：1,000 (女性：500人 男性：500人)</p> <p>② 回収数：383 (女性：215人 男性：165人 性別無回答：3人)</p> <p>③ 有効回収率：38.3% ※うちインターネット回答 10.8%</p>
2月2日	第1回男女共同参画推進委員会	第五次計画策定方針について
2月6日	第2回男女共同参画審議会	第五次計画策定について（諮問） 第四次計画進捗状況について 第五次計画案について
令和5年度		
5月16日	第1回男女共同参画推進委員会	第五次計画案について
5月31日	第1回男女共同参画審議会	令和4年度事業実施状況について 第五次計画案について
8月8日	第2回男女共同参画推進委員会	第五次計画案について
8月29日	第2回男女共同参画審議会	第五次計画案について
10月17日	第3回男女共同参画推進委員会	第五次計画案について
10月31日	第3回男女共同参画審議会	第五次計画案について
11月20日	男女共同参画審議会	第五次計画答申
11月30日	第4回男女共同参画推進委員会	第五次計画案について
12月25日 ～1月23日	第五次計画案に対する市民からの意見募集（パブリック・コメント）	
2月9日	第5回男女共同参画推進委員会	パブリック・コメント回答について 第五次計画案の承認
3月	第五次計画策定	

2. 諒問・答申

桶人第242号
令和5年2月6日

桶川市男女共同参画審議会
会長　臼田智子様

桶川市長　小野克典

桶川市第五次男女共同参画基本計画について（諒問）

桶川市男女共同参画推進条例（平成14年3月28日条例第13号）第10条に基づき、
桶川市第五次男女共同参画基本計画について、貴審議会の意見を求める。

令和5年11月20日

桶川市長　小野克典様

桶川市男女共同参画審議会
会長　臼田智子

桶川市第五次男女共同参画基本計画について（答申）

令和5年2月6日付け桶人第242号で諒問のあった標記の件については、当審議会において慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

本答申が、桶川市第五次男女共同参画基本計画に最大限に反映されるとともに、桶川市が男女共同参画社会の実現を目指し、更に積極的な取り組みをされることを期待します。

なお、計画の推進にあたっては、審議会において意見がありましたので、下記の点にご留意して進めてください。

記

1. 男女が各々の立場を理解し、対立するのではなく、「男女が共に尊重し合うという意識の醸成」を図っていくこと。
2. 市が率先して女性管理職の比率を引き上げるなど、女性活躍社会の推進に向け、民間企業等を牽引していくこと。

3. 桶川市男女共同参画審議会委員名簿

第11期 (任期：令和4年6月1日～令和6年5月31日)

(敬称略)

No.	役職	氏 名	所属団体等	備 考
1	委員	井口 鈴子	埼玉司法書士	
2	委員	諏訪 恵俊	教育委員会	
3	委員	奈良 里美	介護支援専門員連絡会	
4	委員	井川 淳子	男女共同参画桶川市民の会	
5	委員	伊藤 清美	文化団体連合会	
6	委員	飯野 直子	PTA連合会	
7	委員	大隅 和枝	商工会女性部	
8	会長	臼田 智子	社会福祉協議会	
9	委員	小川 圭一	区長会	
10	委員	長谷川 好衛	自主防災組織連絡協議会	R4.6.1～ R5.4.30
11	委員	白石 雄一	自主防災組織連絡協議会	R5.5.1～
12	副会長	中野 波津巳	一般公募	
13	委員	金田 洋介	一般公募	

4. 市民からの意見聴取

(1) 令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査

調査期間	令和4年10月5日（水）～10月31日（月）
調査対象	市内在住の満18歳以上の男女1,000人（令和4年9月1日現在） ※住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	自記式調査票による郵送配布・郵送回収 またはインターネット回答
回答状況	回収数：383 有効回答率：38.3%
調査項目	1. 男女平等意識・人権について 2. ワーク・ライフ・バランスについて 3. 家庭生活について 4. 配偶者等からの暴力について 5. 地域参加・社会参画について 6. 新型コロナウイルス感染症の影響について 7. 男女共同参画を推進するための取り組みについて 8. 自由意見

(2) パブリック・コメント

募集期間	令和5年12月25日（月）～令和6年1月23日（火）
対象者	1. 市内在住・在勤・在学の人 2. 市内に事業所などを有する人 3. 本市に対して納税義務を有する人 4. この案に利害関係を有する人
公表資料	桶川市第五次男女共同参画推進基本計画の案
応募方法	指定用紙に必要事項を記入し、直接、郵送、メールまたはFAX
募集結果	提出人数 2名、意見数 31項目

5. 男女共同参画に関する国内外の動向

年号	国連等	国	埼玉県	桶川市
1975 (S50)	○国際婦人年 ○国際婦人年世界会議開催（メキシコ・シティ＝第1回世界女性会議）「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	○総理府に婦人問題企画推進本部発足 ○総理府に婦人問題担当室新設		
1976 (S51)	○国連婦人の10年（1976～1985）	○民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に） ○第1回日本婦人問題会議		
1977 (S52)		○「国内行動計画」策定 ○国立婦人教育会館が嵐山町に開館		
1979 (S54)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」採択（第34回国連総会）			
国連婦人の十年	1980 (S55)	○「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン＝第2回世界女性会議）「後半期行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名 ○民法の一部改正（配偶者の法定相続分1/3→1/2）	○県民部婦人対策課新設 ○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定
	1981 (S56)	○ILO第156号条約採択「男女労働者、特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」採択（ILO総会）		
	1982 (S57)			○福祉経済部社会課婦人青少年係に婦人問題担当新設
	1984 (S59)	○ナイロビ世界会議に向けエスカッブ地域政府間準備会議開催（東京）	○国籍法及び戸籍法の一部改正（子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ）	○「婦人の地位向上に関する埼玉県計画（修正版）」策定
	1985 (S60)	○「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ＝第3回世界女性会） ○「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」採択、NGOフォーラム開催	○「女子差別撤廃条約」批准 ○「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）」成立 ○労働基準法一部改正	○ナイロビ会議・NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加
	1986 (S61)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定	
	1987 (S62)	○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		○桶川市婦人行政推進会議設置（平成4年「女性」に名称変更）
	1988 (S63)			○桶川市婦人行政庁内連絡会議設置 ○桶川市女性行動計画策定委員会設置
	1989 (H1)			○「おかげがわ男女共同社会プラン」策定

年号	国連等	国	埼玉県	桶川市
1990 (H2)	○「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ○ILO第171号条約「夜業に関する条約」採択(ILO総会)		○「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定	
1991 (H3)		○「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ○「育児・介護休業法」成立(施行は平成4年)		
1992 (H4)	○「国連環境開発会議開催(地球サミット)(リオデジャネイロ)・「リオ宣言及びアジェンダ21」採択	○初の婦人問題担当大臣設置		
1993 (H5)	○世界人権会議開催(ワイン) ○「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)	○「パートタイム労働法」成立	○「埼玉女性の歩み」発行	○桶川市女性会議設置
1994 (H6)	○ILO第175号条約「パートタイム労働に関する条約」採択(ILO総会) ○国際家族年 ○国際人口・開発会議開催(カイロ)	○総理府男女共同参画室発足 ○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画推進本部設置	○「1994彩の国の女性」発行	
1995 (H7)	○社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ○第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」採択	○「育児・介護休業法」成立 ○ILO第156号条約批准	○「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定	○「おかげわ男女共同社会プラン」改訂版策定 ○第4回国連世界女性会議NGOフォーラム(北京)に市民7名を派遣
1996 (H8)		○「男女共同参画2000年プラン」策定	○「世界女性みらい会議」開催	
1997 (H9)		○「労働基準法」一部改正(女子保護規定の廃止等:施行は平成11年) ○「男女雇用機会均等法」一部改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定:一部を除き平成11年施行)		
1998 (H10)			○「女性センター(仮称)基本計画」策定	○男女共同参画コーナー「アソシエ」開設(東部市民サービスセンター内) ○桶川市女性政策協議会設置(桶川市女性会議は廃止) ○「男女共同参画都市宣言」
1999 (H11)	○「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	○「男女共同参画社会基本法」成立 ○児童買春・児童ポルノ禁止法成立		○桶川市男女共同参画推進本部設置 ○「おかげわ男女共同参画プラン」策定 ○フェミニスト・カウンセリング事業開始
2000 (H12)	○女性2000年会議開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」採択	○「男女共同参画基本計画」策定 ○「ストーカー規制法」成立	○「彩の国国際フォーラム2000」開催 ○「埼玉県男女共同参画推進条例」施行 ○苦情処理機関の設置	○桶川市男女共同参画推進スタッフ会議設置

年号	国連等	国	埼玉県	桶川市
2001 (H13)		○内閣府に男女共同参画局設置 ○男女共同参画会議設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立（施行は平成14年）		○男女共同参画情報紙「かがやき」創刊号発行
2002 (H14)			○「男女共同参画推進プラン2010」策定 ○男女共同参画推進センター（With You さいたま）開設	○「桶川市男女共同参画推進条例」施行 ○桶川市男女共同参画審議会設置 ○男女不平等苦情処理機関設置
2003 (H15)	○国連女子差別撤廃委員会による勧告	○「次世代育成支援対策推進法」成立		○男女共同参画室新設
2004 (H16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（「配偶者からの暴力」に身体的暴力の他、精神的暴力を含めた）	○女性チャレンジ支援事業開始	○桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議設置 ○「桶川市男女共同参画基本計画」策定
2005 (H17)	○第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」閣僚級会合開催（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本計画（第2次）」策定		○各種申請書の性別欄見直し
2006 (H18)	○第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）「東京閣僚共同コミュニケーション」採択	○「男女雇用機会均等法」一部改正（男性に対する差別の禁止、間接差別の禁止等：施行は平成19年）	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（平成18年度～平成20年度）」策定	
2007 (H19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（接近禁止命令が禁止する行為の追加）		
2008 (H20)			○女性キャリアセンター開設	
2009 (H21)		○女子差別撤廃委員会の総括所見公表 ○「育児・介護休業法」一部改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化等：施行は平成22年）	○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第2次）（平成21年度～平成23年度）」策定	○「桶川市第二次男女共同参画基本計画」策定
2010 (H22)	○第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本計画（第3次）」策定	○女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合	
2012 (H24)	○第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	○「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	○「埼玉県男女共同参画基本計画（平成24年度～平成28年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）（平成24年度～平成28年度）」策定	○「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」策定 ○男女共同参画に関する市民意識調査を実施

年号	国連等	国	埼玉県	桶川市
2013 (H25)		<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正（施行は平成26年） ○「日本再興戦略」（6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 		○DV被害者支援の緊急避難における助成制度の開始
2014 (H26)	○第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」とする）の一部改正（施行は平成26年） 		○「桶川市第三次男女共同参画基本計画」策定
2015 (H27)	○第59回国連女性の地位委員会「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク）	<ul style="list-style-type: none"> ○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立、施行（完全施行は、平成28年） ○「男女共同参画基本計画（第4次）」策定 		
2017 (H29)			<ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同参画基本計画（平成29年度～令和3年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）（平成29年度～令和3年度）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「桶川市第二次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」策定 ○男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2018 (H30)		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立、施行		
2019 (H31 R1)		<ul style="list-style-type: none"> ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正 ○「DV防止法」改正（施行は令和2年） 		○「桶川市第四次男女共同参画基本計画」策定
2020 (R2)	○第64回国連女性の地位委員会「北京+25」開催（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本計画（第5次）」策定		
2021 (R3)		<ul style="list-style-type: none"> ○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 ○「育児・介護休業法」改正（施行は令和4年） 		○「桶川市パートナーシップ宣誓制度」開始
2022 (R4)		○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」成立（施行は令和6年）	<ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～令和8年度）」策定 ○「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）（令和4年度～令和8年度）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「桶川市第三次DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」策定 ○男女共同参画に関する市民意識調査を実施
2023 (R5)		○「DV防止法」改正（保護命令制度の拡充・違反厳罰化：施行は令和6年）		○女性活躍の推進に関する連携協定締結（市、大和リース株式会社、株式会社ママスクエア）
2024 (R6)			○「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画（令和6年度～令和8年度）」策定	○「桶川市第五次男女共同参画基本計画」策定

6. 関係法令

○男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成十一年十二月二十二日法律第百六十号
我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機

会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることからかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることからかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形

成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、

遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいづれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。
(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対してても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものみなさる。この場合において、その任命されたものみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものみなさる。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：令和五年法律第五十三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以

下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- （婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

ない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第二百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第二百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員

の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
八 その性的 羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関する配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力

が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一條 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者が受けた身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、

又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認められるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にはあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、

裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重とともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県

が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用

の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第十四項まで、第十五条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第十四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護

命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例

による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）
抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定
平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる來ての施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年五月二五日法律第五二号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一九日法律第三〇号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十二条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正 法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和五年六月一四日法律第五三号） 抄
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号の改正規定、同法第百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法 第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、 第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、6 第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第百五十二条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定 及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十二条の規定、第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の 规定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

最終改正：令和四年六月一七日法律第六十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことになっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

- 第八条** 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時

間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

- 第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

- 第十条** 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるととき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができます。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚

偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主について適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四

十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、

女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
 - 2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。
（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）
- 第二十一条** 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の

職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徵収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、

報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十二条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第一四号）
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三日法律第一二号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と」を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日法律第二十八号)

最終改正：令和三年六月一六日法律第六十七号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわりなく、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自動的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

（政党その他の政治団体の努力）

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自動的に取り組むよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（実態の調査及び情報の収集等）

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（環境整備）

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

（性的な言動等に起因する問題への対応）

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の適切な解決を図るために、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する

機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一條 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月一六日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行する。

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年六月一七日法律第六八号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方

公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

（女性相談支援センター）

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
 - 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
 - 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
 - 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
 - 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。
（女性相談支援センターの所長による報告等）
- #### 第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。
- （女性相談支援員）
- #### 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと
(以下「自立支援」という。) を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者
(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うと

ともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雜則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の关心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識のかん涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行なうよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

（都道府県等の補助）

- 第二十一条** 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。
- （国の負担及び補助）

- 第二十二条** 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
 - 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいづれか遅い日
- 三 略
- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいづれか遅い日
（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一條 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の

日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則

の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するものの

ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

○埼玉県男女共同参画推進条例

(平成十二年三月二十四日条例第十二号)

個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、眞の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的・文化的に形成された性別概念にとらわれず、その個性と能力を十分に發揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に對等に参画することができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行ふに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画

するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(県の施策等)

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第十一條 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関には正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。

4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

○桶川市男女共同参画推進条例

(平成十四年三月二十八日条例第十三号)

最終改正：平成二十五年法律第三十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現については、昭和五十年の国際婦人年以来、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帶して様々な取組がされてきた。とりわけ、昭和五十四年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択以後、国内及び県内においても男女平等のための法整備が進められてきた。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会制度及び慣行は依然として根強く残っており、社会の様々な分野での男女間の格差がみられ、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

我が桶川市においても、女性の労働環境が必ずしも充分ではなく、出産又は子育て期に仕事を断念する状況がみられる。家庭内、とりわけ、多世代同居の家庭においては、家事その他の活動や意思決定の際に、必ずしも男女が対等でない傾向も多くみられる。

新たな千年紀を迎えた今、私たちは、「平等・開発・平和」が最も求められており、戦争をはじめとしたあらゆる暴力の解消なしには、男女平等はありえないという共通の認識を持つべきである。社会問題化しているドメスティック・バイオレンスをはじめとするあらゆる暴力の解消と世界の平和を実現するためにも、男女が互いの人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の形成を進めることが重要である。

桶川市は、平成十年十二月に、自立と平等を基本理念とし、男女共同参画都市宣言をした。私たちは、この宣言を実効性あるものにし、日常生活において実質的な男女平等を実現し、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念及び目指すべき姿を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、自立と平等を基調とした男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的格差は正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する営利を目的とした法人又は個人若しくは営利を目的としない団体をいう。

(4) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別と異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われ形成してきた性別をいう。

(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

(7) 性と生殖に関する健康と権利 身体に妊娠、出産等の仕組みを有する女性が、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態にあること並びに妊娠、出産等の自己決定の権利をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、様々な場面で男女双方の生き方及び男女の社会における活動の自由な選択を制約していることに配慮し、男女共同参画の視点に立って社会制度及び慣行を見直すとともに、意識の改革を行わなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組が我が国の男女共同参画の施策を促してきた経緯にかんがみ、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

7 男女共同参画の推進は、これまで私的領域の問題とされてきたドメスティック・バイオレンスが社会構造的なものであり、その根絶のためには社会的取組が必要であ

るとの認識の下に、女性に対するあらゆる暴力が根絶されることを旨として、行われなければならない。

(目指すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の実現に当たり、次に掲げる事項を目指すべき姿として、この達成に努めるものとする。

(1) 家庭において目指すべき姿

ア ジェンダーにとらわれることなく、男女が、自分の意思で多様な生き方を選択し、それらをお互いに認め合い、家事、子育て及び介護を担い合う家庭
イ ドメスティック・バイオレンスのない安全で平和な家庭

ウ 性と生殖に関する健康と権利の確立によって、女性の基本的な人権が保障される家庭
エ 経済的な事柄を含む重要な事柄についての意思決定に、男女が対等に参画し、決定する家庭

(2) 地域において目指すべき姿

ア 男女が、対等に地域の諸活動において、企画立案と決定に参画し、ジェンダーにとらわれない地域
イ 女性が積極的に参画し、リーダーシップが發揮できる地域
ウ 男女が、男女共同参画社会について学習し、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの根絶に取り組む地域

(3) 職場において目指すべき姿

ア 採用、賃金、昇進、教育、配置等に関して、直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別及び格差がなくなり、個人の能力と個性が発揮される職場
イ セクシュアル・ハラスメントがなくなり、男女それぞれの人格を認め合って安心して働く職場
ウ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、ゆとりと活力のある家庭生活が保障され、地域活動等に参加しやすい職場
エ 男女が等しく、育児又は介護のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場
オ 性と生殖に関する健康と権利が尊重される職場
カ 管理職の男女比が均衡し、企画立案及び決定においても男女の対等な参画が進む職場

(4) 行政において目指すべき姿

ア あらゆる行政施策にジェンダーの視点からの点検が行われ、積極的格差是正措置への取組を促す施策が行われる行政
イ 附属機関等の女性委員又は男性委員の占める割合が均衡する行政

(5) 学校において目指すべき姿

ア 男女平等が促進されるよう、児童、生徒及び教職員がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性及び人権を大切にする学校

イ セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスの根絶のための学習が男女の区別なく進められている学校

ウ ジェンダーにとらわれることなく、校内での諸活動の役割分担が行われ、進学、就職等において、子どもの権利を尊重し、個人の能力や適性を考慮した選択が行われる学校

(市の責務)

第5条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、前条第4号に定める行政の目指すべき姿を念頭に、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差は正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策をも視野に入れて、幅広い施策を対象に必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備と環境づくりに積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、第4章に規定する男女不平等苦情処理委員による助言、是正の要望等がなされた場合には、速やかにこれを受け入れるように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別の取扱いを行ってはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、基本計画の策定に当たっては、第5章に規定する桶川市男女共同参画審議会に諮問し、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるものとする。
- 3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(年次報告)

第11条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。
(法制上の措置等)

第12条 市は、男女共同参画社会の実現に関する施策を推進するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(推進体制の整備)

第13条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するため、政策全般を専ら統括し、総合調整機能を持つ体制を整備するものとする。
(総合的な拠点施設の設置)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、及び市民による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。
(市における積極的格差是正措置)

第15条 市は、男女共同参画の推進のため、人事管理、組織運営及び政策決定の機会において、積極的格差是正措置を講じ、率先して男女共同参画の実現に努めるものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関等の委員の任命又は委嘱に当たり、積極的格差是正措置を講じ、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(調査研究)

第17条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。
(連携体制)

第18条 市は、男女共同参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
(事業者への支援)

第19条 市は、事業者（営利を目的とした法人又は個人を除く。）が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報及び活動の場の提供、財政上の支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(国際会議の成果の反映)

第20条 市は、男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに配慮

し、国際会議の成果を市の施策に生かすように努めるものとする。

第3章 具体的施策

(具体的施策)

第21条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- (1) 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- (2) 雇用の分野において、男女共同参画の取組を普及させるため、事業者に対し、適切な指導を行うとともに、男女共同参画の取組を積極的に行っていいる事業者の表彰等を行うこと。
- (3) 起業及び自営業における女性の能力開発に必要な支援を行うこと。
- (4) 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、その支援を行うこと。
- (5) 性と生殖に関する健康と権利を守るために、情報の提供、啓発及び学習機会の充実を図ること。
- (6) ドメスティック・バイオレンス及びセクシャル・ハラスメントの根絶に努力するとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援及び救済を行うこと。

第4章 男女不平等苦情処理委員

(苦情の処理)

第22条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「市民等」という。）からの申出を適かつ迅速に処理するため、男女不平等苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 市民等は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、苦情処理委員に申し出ることができる。

(職務)

第23条 苦情処理委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 前条第2項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前条第1項の施策を行う機関（以下「機関」という。）に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、調査すること。
- (2) 前号の調査を行う場合、必要があると認めるときは、当該機関に出席を求め、事情を聴くこと。

(3) 前2号の調査の結果、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うこと。

(4) 前号の勧告等が行われた場合において、当該機関に改善がみられない場合、事情を聴取した上で、正当な理由がないと認められるときは、その旨を公表すること。

(5) 前条第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要に応じて、出席を求めて事情を聴き、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うこと。

(定数等)

第24条 苦情処理委員の定数は、2人とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する。この場合において、1人は、女性としなければならない。

2 苦情処理委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

3 苦情処理委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の苦情処理委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解嘱することができる。

6 市長は、苦情処理委員がその職務遂行上に必要があると認めた場合、苦情処理委員の職務を補助する者を置くことができる。

(責務)

第25条 苦情処理委員及び補助する者は、職務上知ることでできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5章 桶川市男女共同参画審議会

(設置)

第26条 市長は、男女共同参画を推進するため、桶川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。（所掌事務）

第27条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び市長に意見を述べること。

(組織)

第28条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 女性委員の数は、当分の間、委員の総数の3分の2以上とする。

3 委員は、知識経験者、関係団体の代表者及び市民のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。

(委員)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（会長及び副会長）

第30条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見聴取等)

第32条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、企画財政部人権・男女共同参画課において処理する。

第6章 補則

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年七月一日から施行する。

(桶川市女性政策協議会条例の廃止)

2 桶川市女性政策協議会条例（平成十年桶川市条例第1号）は、廃止する。

附 則（平成十五年条例第二十三号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年条例第十号）抄

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

(1) から (7) まで 略

(8) 第十二条の改正 平成十八年六月一日

附 則（平成二十一年条例第二十一号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年条例第三十六号）抄
(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

○桶川市男女共同参画推進委員会設置要綱

(令和5年1月11日市長決裁)

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す施策を総合的に推進するため、桶川市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 男女共同参画基本計画の策定等に関すること。
- (4) 男女共同参画についての調査、研究に関すること。
- (5) その他男女共同参画のための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、男女共同参画担当部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会議の議長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 委員会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、男女共同参画担当部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、委員会から指示された事項について調査及び協議するものとする。
- 5 幹事は、幹事長が必要に応じて指名する。
- 6 前条の規定は、幹事会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、男女共同参画担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 桶川市男女共同参画推進本部設置要綱（平成11年7月13日市長決裁）は、廃止する。

別表（第3条関係）

議会事務局長
教育部長

秘書室長
企画財政部長
総務部長
環境経済部長
福祉部長
健康推進部長
都市整備部長
会計管理者

桶川市第五次男女共同参画基本計画
令和6年3月

発行 桶川市
編集 企画財政部
人権・男女共同参画課
〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号
電話 048(786)3211(代)
<https://www.city.okegawa.lg.jp>

